

# 1 章 核兵器不拡散条約(NPT)

- 1.1 NPT 設立に至る背景・経緯
  - 1.2 条約の内容
  - 1.3 署名・批准(加盟国)
  - 1.4 NPT 無期限延長
  - 1.5 運用検討会議の状況
  - 1.6 脱退問題
  - 1.7 我が国の取組み
- 出典及び参考文献

## 1. 核兵器不拡散条約(NPT)

### (NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)

- 核不拡散の基本的な国際規範である NPT は、冷戦期に核兵器の脅威を軽減するため核兵器国・非核兵器国による核不拡散・核軍縮義務を規定、同時に原子力平和利用の権利を規定した国際約束
- 本条約に基づき、非核兵器国は IAEA との間に保障措置協定を締結し実施

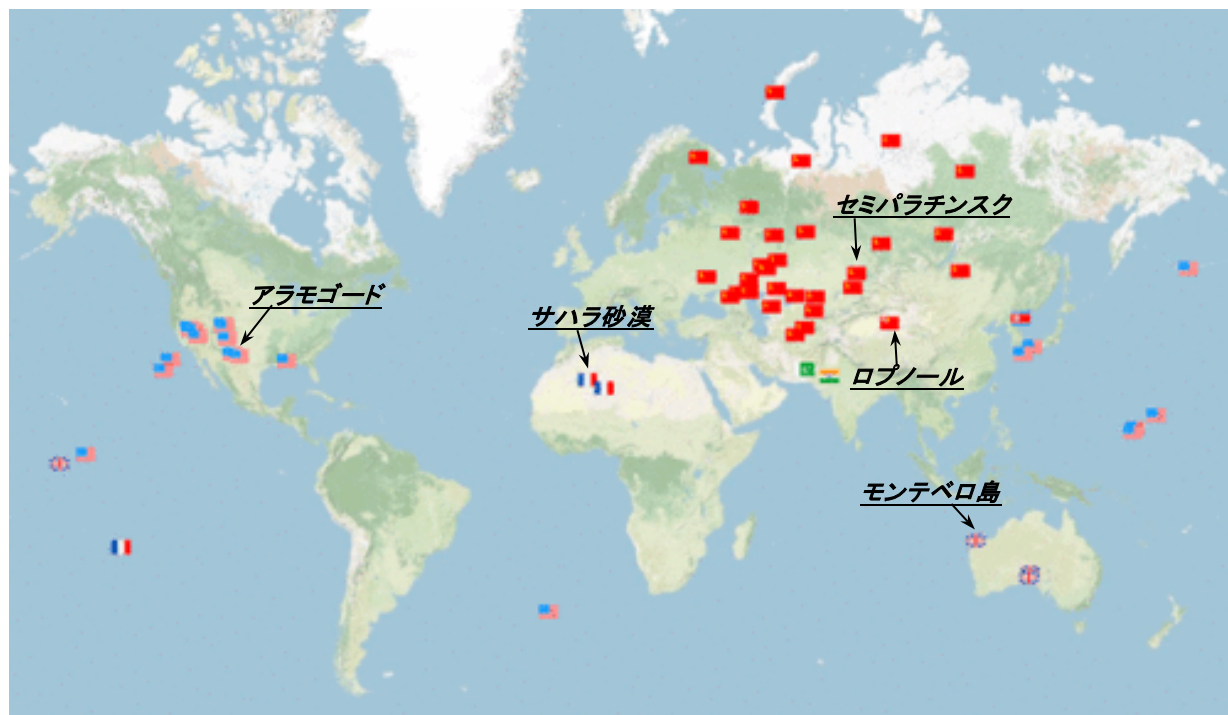


|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>採択</b> 1968/7/1 <b>発効</b> 1970/3/5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>加盟国</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 191 ヶ国(2016 年 6 月現在)(北朝鮮を含む)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>主な未加盟国</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | インド、イスラエル、パキスタン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>条約文</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>前文で本条約が核不拡散・核軍縮・平和利用を目的とすることを謳う</li> <li>各条に締約国の義務・権利を規定、主な構成は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>第1条: 核兵器国の不拡散義務      第2条: 非核兵器国の拡散回避義務</li> <li>第3条: 転用防止のための保障措置      第4条: 原子力平和利用の権利</li> <li>第5条: 核爆発の平和的応用への利益提供      第6条: 核軍縮交渉</li> <li>第7条: 地域的非核化条約      第8条: 改正・再検討</li> <li>第9条: 署名・批准・加入・効力発生・核兵器国の定義</li> <li>第10条: 脱退・有効期間      第11条: 正文</li> </ul> </li> </ul> |
| <b>運用検討会議</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>条約第 8 条 3 項の規定に基づき、5 年毎に開催され条約の運用を検討する会議</li> <li>1995 年の会議は条約の無期限延長のほか、本会議のための準備委員会を 3 年前より開催することを決定</li> <li>2005 年の会議は、北朝鮮、イラン問題に加え、CTBT を始めとする核軍縮問題について調整がつかず、合意文書の作成に至らず</li> <li>2010 年の会議は、核軍縮・核不拡散に対する国際協調の大きな潮流の中で行動計画を含む最終文書の採択に至る</li> <li>2015 年の会議は、中東非大量破壊兵器地帯構想について合意に至らず、最終文書の採択に至らず</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>脱退問題</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国の中で脱退を宣言したのは北朝鮮のみ(1993 年と 2003 年の 2 度宣言)</li> <li>現在、北朝鮮について IAEA は NPT 体制下にあるとしているが、国連安保理決議 1695 の記述に従うと NPT 体制外にあるとも考えられ、判断が分かれる問題</li> </ul>                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>日本の対応</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 署名 1970/2/3      国会承認 1976/5/24      批准書寄託 1976/6/8                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国は、NPT の署名から批准まで 6 年を要し、慎重に対応</li> <li>その最大の理由は、条約によって、原子力の平和利用の権利が侵害されないか、核兵器保有国と非保有国の格差につながらないか、という懸念から</li> <li>このため、署名の際に政府声明を発するとともに、外交努力を通じて懸念の払拭に努め、権利の確保等の諸点を明らかにした上で批准</li> <li>小笠原諸島及び沖縄返還の際、本土並みの核抜きを担保するために国会答弁及び国会決議で確立された非核三原則は、日本が NPT を堅持することを表明した決意の表れ</li> </ul>                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 1.1 NPT 設立に至る背景・経緯

## 1.1.1 世界の情勢

- ・1938 年、オットー・ハーン(ドイツ)、核分裂現象を発見  
⇒ 発電等のエネルギー源とともに兵器への利用可能性を検討、間もなく始まった第二次世界大戦において軍事目的の開発が加速
- ・1945/7/16, 5:29:45(現地時間)、米国、アラモゴードで世界最初の核実験に成功(プルトニウム型原爆)
- ・1945/8/6 広島にウラン型原爆、1945/8/9 長崎にプルトニウム型原爆が投下
- ・旧ソ連、1946/12 天然ウラン・黒鉛減速炉での核分裂の連鎖反応に成功、1949/8/29 セミパラチンスクで原爆実験に成功
- ・1952/10/3 英国、オーストラリアのモンテベロ島で原爆実験に成功  
冷戦が本格化、欧州では北大西洋条約機構(1949 年成立)とワルシャワ条約機構(1955 年成立)が「鉄のカーテン」を挟んで対立、米国と旧ソ連は激しい核軍備競争を展開
- ・水爆は 1952/11/1 米国が初の実験に成功。その後、1954/3/1 太平洋ビキニ環礁において日本の漁船第 5 福竜丸が被ばく、核爆発による深刻な被害が国際的に認知、懸念される契機に
- ・旧ソ連、1957/8/25 大陸間弾道ミサイル(ICBM)実験、1957/10/4 人工衛星スプートニク 1 号打上げに成功
- ・1958/1/31 米国、エクスポローラー 1 号の打上げに成功  
⇒ 水爆弾頭つき ICBM、中距離弾道ミサイル IRBM、これを装備し得る原子力潜水艦等、各種新兵器の生産競争が激化
- ・1960/2/13 フランス、アルジェリアのサハラ砂漠で原爆実験に成功
- ・1964/10/16 中国、ロプノールで原爆実験に成功<sup>[1]</sup>

図 1-1 核実験及び核爆弾投下の場所 (CTBTO-HP<sup>[1]</sup>より転載)

## 1.1.2 アイルランドの問題提起

- ・国連第 14 回総会(1959)において、アイルランドは核兵器拡散防止の問題を総会で討議するよう要請
  - => 核兵器保有国の増加により国際緊張と世界平和維持の困難が増大、全面軍縮協定の達成を一層困難にするおそれを懸念
- ・1959/11/20 総会はこの問題の検討を 10ヶ国軍縮委員会に求める決議(resolution1380(XIV))を採択
  - 10ヶ国軍縮委員会:
    - 1959/9、米英仏ソの4ヶ国共同コミュニケにより、国連の枠外における軍縮交渉の場として、国連本部のあるニューヨークから離れたスイス・ジュネーブに設置が決定された「10ヶ国軍縮委員会」が母体
    - 当時の冷戦構造を背景として西側、東側それぞれのグループから各5ヶ国が参加
    - その後、非同盟諸国8ヶ国を加えた「18ヶ国軍縮委員会(ENDC)」(1962~1969)へ
- ・10ヶ国軍縮委員会がこの問題を検討することなく決裂、アイルランドは再びこれを第 15 回総会(1960)の議題とするよう要請
- ・1960/11/20 総会は、核兵器をより広く拡散するのを防止することについての合意が未決であるため、核兵器国と非核兵器国の双方に、拡散に繋がる行動を一旦自発的に差し控えることを求める決議(resolution 1576(XV))を採択
- ・アイルランドは、第 16 回国連総会(1961)において「管理査察を伴う核兵器拡散防止協定の早期締結を要請する」旨の決議案を提出
- ・決議案は政治委員会において審議、可決後、12/4 の総会本会議において、表決せず全会一致をもって採択(resolution1665(XVI))

## 1.1.3 米ソの提案から条約発効まで

[1] 1965 年

- ・8/17 米国、国連の 18 ヶ国軍縮委員会に核兵器の不拡散を目的とした条約(NPT)の草案を提出<sup>[2]</sup>

資料 1-1 核兵器拡散防止米国条約案<sup>[2]</sup>旧  
条  
約  
案

(前文省略)

## 第一条(核保有国の義務)

- 1 本条約締約国たる核保有国は、直接的に、または軍事同盟を通じて間接的に、核兵器を非核保有国の国家管理(コントロール)に移譲しないことを約束する。また、核保有国は、核兵器を使用する独立の権能を有する国および他の機構の総数を増加せしめるようないかなるその他の行動もとらないことを約束する。
- 2 本条約締約国たる核保有国は非核保有国の核兵器製造を援助しないことを約束する。

## 第二条(非核保有国の義務)

- 1 本条約締約国たる非核保有国は、核兵器を製造しないことを約束する。非核保有国は、直接的に、または軍事同盟を通じて間接的に、兵器を自国の国家管理(コントロール)に移すことを求めないことを、またはこれを受領しないことを約束する。また、非核保有国は、核兵器を使用する独立の権能を有する国および他の機構の総数を増加せしめるようないかなるその他の行動もとらないことを約束する。
- 2 本条約締約国たる非核保有国は、核兵器製造に関する援助を求めないこと、またはこれを受領しないこと、もしくは自らかかる援助を供与しないことを約束する。

## 第三条(保障措置)

本条約の締約国は、国際原子力機関の保障措置ないし類似の国際的保障措置を、あらゆる平和的原子力活動に適用することを促進するよう協力することを約束する。

## 第四条(定義)

本条約において

- (A)「核保有国」とは・・・(年月日)現在核兵器を使用する独立の権限を有する国を言う。
- (B)「非核保有国」とは核保有国でない国を言う。

(第五条以下省略)

旧  
条  
約  
案

- ・第 20 回国連総会、18 ヶ国軍縮委員会の報告、及び 9/24 旧ソ連提出の核拡散防止条約案を基礎として、核拡散防止問題を審議

資料 1-2 核兵器不拡散条約ソ連案<sup>[2]</sup>旧  
条  
約  
案

(前文省略)

## 第一条(核保有国の義務)

- 1 核兵器を保有する締約国は、いかなる形においても一直接あるいは間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否とを問わず一核兵器を、核兵器を保有しない諸国あるいは国家群の所有または管理に移譲せず、かつ、前記諸国あるいは国家群に対し核兵器の所有、管理または使用に参加する権利を与えないことを約束する。

前記の締約国は核兵器を保有しない諸国の軍隊または軍人に対し、たとえその軍隊または軍人がなんらかの軍事同盟の指揮下におかれている場合であっても、核兵器を移譲せず、核兵器の管理、または核兵器の配備ならびに使用に関する管理を移譲しないものとする。

- 2 核兵器を保有する締約国は、直接あるいは間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否と

を問わず、現に核兵器を保有しない諸国に対し、核兵器の製造、製造準備またはこれら兵器の実験を援助せず、かつ、その他核兵器の製造もしくは使用のため利用され得る製造上、研究上、その他のいかなる情報または資料をも移譲しない旨約束する。

## 第二条（非核保有国の義務）

- 1 核兵器を保有しない締約国は、単独たると他国との共同によると、自国領域におけると他国領域におけるとを問わず、核兵器の開発、製造または製造の準備を行なわない旨約束する。また核兵器を自国の所有、管理あるいは使用のため、いかなる形においても一直接たると間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否とを問わず一受領することを差控え、核兵器の所有、管理あるいは使用ならびに実験に参加しない旨約束する。

前記の締約国は自国の軍隊または軍人のために、たとえこれら軍隊または軍人がなんらかの軍事同盟の指揮下におかれている場合であっても、核兵器、核兵器の配置および使用に関する管理を入手しようとししないものとする。

- 2 核兵器を保有しない締約国は核兵器を保有する国から核兵器の製造に対する援助、あるいは核兵器の製造もしくは使用のため利用され得る製造上、科学研究上、その他の関係ある情報および資料を受領しない旨約束する。

## 第三条（締約国の義務）

本条約締約国は核兵器の所有、製造または管理を得ようとする諸国に対していかなる支持、奨励または誘因を与えることをも差控えるものとする。

（第四条以下省略）

- ・11/19, 18ヶ国軍縮委員会に対し核拡散防止条約締結の審議を求める決議 (resolution2028(XX))を、賛成 93(日本を含む)、反対なし、棄権 5(キューバ、フランス、パキスタン、ルーマニア、ギニア)で採択

### 資料 1-3 核拡散防止条約締結の審議を求める決議 resolution2028(XX)<sup>[2]</sup>

（前文省略）

## 第一条（核保有国の義務）

- (i) 条約は、直接または間接に核兵器の拡散を許す「抜け穴」を含むものでないこと。
- (ii) 条約は、核保有国、非核保有国の間における責任と義務の均衡を保つものであること。
- (iii) 条約は、全面完全軍縮、特に核軍縮実現に向っての一步たるべきこと。
- (iv) 条約は、その有効性を確保するための受諾可能で、かつ、実施可能な規定を含むべきこと。
- (v) 核兵器の「完全な不存在」を確保するために、各国家群が、地域的条約を締結する権利を害しないものであること。

[2] 1966 年

- ・18ヶ国軍縮委員会、核不拡散問題の審議を開始
- ・11/4 国連総会において、条約の合意を妨げる核兵器の拡散に繋がる行動を停止し、核不拡散条約の早期締結に向けて努力することを求める決議(resolution2149(XXI))を採択
- ・11/17, 18ヶ国軍縮委員会に対して、核拡散防止の問題を優先的に取り扱うこと、また、非核兵器国の安全保障の問題を考えるように求める決議(resolution2153(XXI))を採択

## [3] 1967 年

- ・2 月下旬から再開された 18 ヶ国軍縮委員会でさらに審議を重ねた結果、8/24 米ソ両国は 18 ヶ国軍縮委員会に同一内容の条約案を提出
- ・12/19 国連総会は、18 ヶ国軍縮委員会に対して 1968/3/15 までに、核拡散防止に係る交渉についての報告を求める決議(resolution2346(XXII))を採択

## [4] 1968 年

- ・1/18 米ソ両国から前年 8 月の条約案に対する改訂案が提出
- ・18 ヶ国軍縮委員会による改訂案の審議を経て、米国とソ連は条約案に改訂を加え、3/11 再改訂案として 18 ヶ国軍縮委員会に提出、18 ヶ国軍縮委員会は国連総会へ回付
- ・4/24、国連第 22 回総会が再開され、この案を審議討論
- ・米ソ両国は、主に前文、第 IV 条、第 V 条における原子力平和利用に関する規定をさらに強化する等の修正を施した改訂案を再提出
- ・この条約を推奨する決議案は 6/10 の第 1 委員会で賛成 92、反対 4、棄権 22、欠席 6 で採択
- ・6/12 の本会議において決議(resolution2373(XXII))が賛成 95(日本を含む)、反対 4、棄権 21 で採択
- ・7/1 条約はワシントン、ロンドン及びモスクワの 3 ヶ所で署名開放

## [5] 条約の発効

- ・1970/3/5 批准書寄託国が 43 ヶ国を超え、条約 9 条 3 項に定めた発効要件に基づき同条約は正式に発効

=> NPT 第 9 条 3 項: この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国(英、ロ、米)及びこの条約の署名国である他の 40 の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる(以下略)

## 1.2 条約の内容

条約は、国連公用語である英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とする

条約の英文と和訳は以下のとおり<sup>〔3〕</sup>

## TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS

## Notification of the entry into force

1. By letters addressed to the Director General on 5, 6 and 20 March 1970 respectively, the Governments of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics, which are designated as the Depositary Governments in Article IX. 2 of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, informed the Agency that the Treaty had entered into force on 5 March 1970.
2. The text of the Treaty, taken from a certified true copy provided by one of the Depositary Governments, is reproduced below for the convenience of all Members.

The States concluding this Treaty, hereinafter referred to as the “Parties to the Treaty”,

Considering the devastation that would be visited upon all mankind by a nuclear war and the consequent need to make every effort to avert the danger of such a war and to take measures to safeguard the security of peoples,

Believing that the proliferation of nuclear weapons would seriously enhance the danger of nuclear war,

In conformity with resolutions of the United Nations General Assembly calling for the conclusion of an agreement on the prevention of wider dissemination of nuclear weapons,

Undertaking to co-operate in facilitating the application of International Atomic Energy Agency safeguards on peaceful nuclear activities,

Expressing their support for research, development and other efforts to further the application, within the framework of the International Atomic Energy Agency safeguards system, of the principle of safeguarding effectively the flow of source and special fissionable materials by use of instruments and other techniques at certain strategic points,

Affirming the principle that the benefits of peaceful applications of nuclear technology, including any technological by-products which may be derived by nuclear-weapon States from the development of nuclear explosive devices, should be available for peaceful purposes to all Parties to the Treaty, whether nuclear-weapon or non-nuclear-weapon States,

Convinced that, in furtherance of this principle, all Parties to the Treaty are entitled to participate in the fullest possible exchange of scientific information for, and to contribute alone or in co-operation with other States to, the further development of the applications of atomic energy for peaceful purposes,

Declaring their intention to achieve at the earliest possible date the cessation of the nuclear arms race and to undertake effective measures in the direction of nuclear disarmament,

Urging the co-operation of all States in the attainment of this objective,

Recalling the determination expressed by the Parties to the 1963 Treaty banning nuclear weapon tests in the atmosphere, in outer space and under water in its Preamble to seek to achieve the discontinuance of all test explosions of nuclear weapons for all time and to continue negotiations to this end,

Desiring to further the easing of international tension and the strengthening of trust between States in order to facilitate the cessation of the manufacture of nuclear weapons, the liquidation of all their existing stockpiles, and the elimination from national arsenals of nuclear weapons and the means of their delivery pursuant to a Treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

Recalling that, in accordance with the Charter of the United Nations, States must refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, and that the establishment and maintenance of international peace and security are to be promoted with the least diversion for armaments of the world's human and economic resources,

Have agreed as follows:



## 核兵器の不拡散に関する条約

採択(作成) 1968.7.1(ロンドン・モスクワ・ワシントン)

効力発生 1970.3.5

日本国 1970.2.3 署名、

1976.5.24 国会承認、

6.8 批准書寄託、公布及び告示

(条約第6号及び外務省告示第112号)

6.8 我が国について効力発生

この条約を締結する国(以下「締約国」という。)は、

核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し、

核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させるものであることを信じ、

核兵器の一層広範にわたる分散の防止に関する協定を締結することを要請する国際連合総会の諸決議に従い、

平和的な原子力活動に対する国際原子力機関の保障措置の適用を容易にすることについて協力することを約束し、

一定の枢要な箇所において機器その他の技術的手段を使用することにより原料物質及び特殊核分裂性物質の移動に対して効果的に保障措置を適用するという原則を、国際原子力機関の保障措置制度のわく内で適用することを促進するための研究、開発その他の努力に対する支持を表明し、

核技術の平和的応用の利益(核兵器国が核爆発装置の開発から得ることができるすべての技術上の副産物を含む。)が、平和的目的のため、すべての締約国(核兵器国であるか非核兵器国であるかを問わない。)に提供されるべきであるという原則を確認し、

この原則を適用するに当たり、すべての締約国が、平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるため可能な最大限度まで科学的情報を交換することに参加し、及び単独で又は他の国と協力してその応用の一層の発展に貢献する権利を有することを確信し、

核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、

この目的の達成についてすべての国が協力することを要請し、

1963年の大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締約国が、同条約前文において、核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め及びそのために交渉を継続する決意を表明したことを想起し、

厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約に基づき核兵器の製造を停止し、貯蔵されたすべての核兵器を廃棄し、並びに諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、国際間の緊張の緩和及び諸国間の信頼の強化を促進することを希望し、

諸国が国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくとも促進されなければならないことを想起して、

次のとおり協定した。

## ARTICLE I

Each nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to transfer to any recipient whatsoever nuclear weapons or other nuclear explosive devices or control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; and not in any way to assist, encourage, or induce any non-nuclear-weapon State to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices, or control over such weapons or explosive devices.

## ARTICLE II

Each non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes not to receive the transfer from any transferor whatsoever of nuclear weapons or other nuclear explosive devices or of control over such weapons or explosive devices directly, or indirectly; not to manufacture or otherwise acquire nuclear weapons or other nuclear explosive devices; and not to seek or receive any assistance in the manufacture of nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

## ARTICLE III

1. Each Non-nuclear-weapon State Party to the Treaty undertakes to accept safeguards, as set forth in an agreement to be negotiated and concluded with the International Atomic Energy Agency in accordance with the Statute of the International Atomic Energy Agency and the Agency's safeguards system, for the exclusive purpose of verification of the fulfilment of its obligations assumed under this Treaty with a view to preventing diversion of nuclear energy from peaceful uses to nuclear weapons or other nuclear explosive devices. Procedures for the safeguards required by this Article shall be followed with respect to source or special fissionable material whether it is being produced, processed or used in any principal nuclear facility or is outside any such facility. The safeguards required by this Article shall be applied on all source or special fissionable material in all peaceful nuclear activities within the territory of such State, under its jurisdiction, or carried out under its control anywhere.
2. Each State Party to the Treaty undertakes not to provide: (a) source or special fissionable material, or (b) equipment or material especially designed or prepared for the processing, use or production of special fissionable material, to any non-nuclear-weapon State for peaceful purposes, unless the source or special fissionable material shall be subject to the safeguards required by this Article.
3. The safeguards required by this Article shall be implemented in a manner designed to comply with Article IV of this Treaty, and to avoid hampering the economic or technological development of the Parties or international co-operation in the field of peaceful nuclear activities, including the international exchange of nuclear material and equipment for the processing, use or production of nuclear material for peaceful purposes in accordance with the provisions of this Article and the principle of safeguarding set forth in the Preamble of the Treaty.
4. Non-nuclear-weapon States Party to the Treaty shall conclude agreements with the International Atomic Energy Agency to meet the requirements of this Article either individually or together with other States in accordance with the Statute of the International Atomic Energy Agency. Negotiation of such agreements shall commence within 180 days from the original entry into force of this Treaty. For States depositing their instruments of ratification or accession after the 180-day period, negotiation of such agreements shall commence not later than the date of such deposit. Such agreements shall enter into force not later than eighteen months after the date of initiation of negotiations.

## ARTICLE IV

1. Nothing in this Treaty shall be interpreted as affecting the inalienable right of all the Parties to the Treaty to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination and in conformity with Articles I and II of this Treaty.
2. All the Parties to the Treaty undertake to facilitate, and have the right to participate in, the fullest possible exchange of equipment, materials and scientific and technological information for the peaceful uses of nuclear energy. Parties to the Treaty in a position to do so shall also co-operate in contributing alone or together with other States or international organizations to the further development of the applications of nuclear energy for peaceful purposes, especially in the territories of non-nuclear-weapon States Party to the Treaty, with due consideration for the needs of the developing areas of the world.

第1条 [核兵器国の核兵器等の移譲の禁止及び核兵器等の製造等についての非核兵器国に対する援助等の禁止]

締約国である核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第2条 [非核兵器国の核兵器等の受領、製造等の禁止]

締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

第3条 [非核兵器国による保障措置の受諾、国際原子力機関との保障措置協定の締結等]

- 1 締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束する。この条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。この条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、適用される。
- 2 各締約国は、(a)原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は (b)特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。
- 3 この条の規定によって必要とされる保障措置は、この条の規定及び前文に規定する保障措置の原則に従い、次条の規定に適合する態様で、かつ、締約国の経済的若しくは技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力(平和的目的のため、核物質及びその処理、使用又は生産のための設備を国際的に交換することを含む。)を妨げないような態様で、実施するものとする。
- 4 締約国である非核兵器国は、この条に定める要件を満たすため、国際原子力機関憲章に従い、個々に又は他の国と共同して国際原子力機関と協定を締結するものとする。その協定の交渉は、この条約が最初に効力を生じた時から百八十日以内に開始しなければならない。この百八十日の期間の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その協定の交渉は、当該寄託の日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後十八箇月以内に効力を生ずるものとする。

第4条 [原子力の平和的利用、設備、資材、情報の交換に関する締約国の権利等]

- 1 この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 2 すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器の領域におけるその応用の一層の発展に貢献することに協力する。

## ARTICLE V

Each Party to the Treaty undertakes to take appropriate measures to ensure that, in accordance with this Treaty, under appropriate international observation and through appropriate international procedures, potential benefits from any peaceful applications of nuclear explosions will be made available to non-nuclear-weapon States Party to the Treaty on a non-discriminatory basis and that the charge to such Parties for the explosive devices used will be as low as possible and exclude any charge for research and development. Non-nuclear weapon States Party to the Treaty shall be able to obtain such benefits, pursuant to a special international agreement or agreements, through an appropriate international body with adequate representation of non-nuclear-weapon States. Negotiations on this subject shall commence as soon as possible after the Treaty enters into force. Non-nuclear-weapon States Party to the Treaty so desiring may also obtain such benefits pursuant to bilateral agreements.

## ARTICLE VI

Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.

## ARTICLE VII

Nothing in this Treaty affects the right of any group of States to conclude regional treaties in order to assure the total absence of nuclear weapons in their respective territories.

## ARTICLE VIII

1. Any Party to the Treaty may propose amendments to this Treaty. The text of any proposed amendment shall be submitted to the Depositary Governments which shall circulate it to all Parties to the Treaty. Thereupon, if requested to do so by one-third or more of the Parties to the Treaty, the Depositary Governments shall convene a conference, to which they shall invite all the Parties to the Treaty, to consider such an amendment.
2. Any amendment to this Treaty must be approved by a majority of the votes of all the Parties to the Treaty, including the votes of all nuclear-weapon States Party to the Treaty and all other Parties which, on the date the amendment is circulated, are members of the Board of Governors of the International Atomic Energy Agency. The amendment shall enter into force for each Party that deposits its instrument of ratification of the amendment upon the deposit of such instruments of ratification by a majority of all the Parties, including the instruments of ratification of all nuclear-weapon States Party to the Treaty and all other Parties which, on the date the amendment is circulated, are members of the Board of Governors of the International Atomic Energy Agency. Thereafter, it shall enter into force for any other Party upon the deposit of its instrument of ratification of the amendment.
3. Five years after the entry into force of this Treaty, a conference of Parties to the Treaty shall be held in Geneva, Switzerland, in order to review the operation of this Treaty with a view to assuring that the purposes of the Preamble and the provisions of the Treaty are being realised. At intervals of five years thereafter, a majority of the Parties to the Treaty may obtain, by submitting a proposal to this effect to the Depositary Governments, the convening of further conferences with the same objective of reviewing the operation of the Treaty.

## ARTICLE IX

1. This Treaty shall be open to all States for signature. Any State which does not sign the Treaty before its entry into force in accordance with paragraph 3 of this Article may accede to it at any time.
2. This Treaty shall be subject to ratification by signatory States. Instruments of ratification and instruments of accession shall be deposited with the Governments of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the Union of Soviet Socialist Republics and the United States of America, which are hereby designated the Depositary Governments.
3. This Treaty shall enter into force after its ratification by the States, the Governments of which are designated Depositaries of the Treaty, and forty other States signatory to this Treaty and the deposit of their instruments of ratification. For the purposes of this Treaty, a nuclear weapon State is one which has manufactured and exploded a nuclear weapon or other nuclear explosive device prior to 1 January, 1967.

**第5条 [核爆発の平和的応用の利益の非核兵器国による享受]**

各締約国は、核爆発のあらゆる平和的応用から生ずることのある利益が、この条約に従い適当な国際的監視の下でかつ適当な国際的手続により無差別の原則に基づいて締約国である非核兵器国に提供されること並びに使用される爆発装置についてその非核兵器国の負担する費用が、できる限り低額であり、かつ、研究及び開発のためのいかなる費用をも含まないことを確保するため、適当な措置をとることを約束する。締約国である非核兵器国は、特別の国際協定に従い、非核兵器国が十分に代表されている適当な国際機関を通じてこのような利益を享受することができる。この問題に関する交渉は、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに開始するものとする。締約国である非核兵器国は、希望するときは、二国間協定によってもこのような利益を享受することができる。

**第6条 [核軍備競争の停止、核軍縮の効果的措置、全面完全軍縮条約に関する交渉]**

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

**第7条 [地域的条約を締結する権利との関係]**

この条約のいかなる規定も、国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利に対し、影響を及ぼすものではない。

**第8条 [条約の改正、条約運用の検討会議等]**

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国の三分の一以上の要請があったときは、寄託国政府は、その改正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。
- 2 この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票（締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。）による議決で承認されなければならない。その改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書（締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布された日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。）が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。
- 3 前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の五年後にスイスのジュネーヴで締約国の会議を開催する。その後五年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には、条約の運用を検討するという同様の目的をもって、更に会議を開催する。

**第9条 [署名、批准、加入、効力発生、「核兵器国」の定義等]**

- 1 この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従って効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。
- 2 この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は、ここに寄託国政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主義共和国及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。
- 3 この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国及びこの条約の署名国である他の四十の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる。この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。

4. For States whose instruments of ratification or accession are deposited subsequent to the entry into force of this Treaty, it shall enter into force on the date of the deposit of their instruments of ratification or accession.
5. The Depositary Governments shall promptly inform all signatory and acceding States of the date of each signature, the date of deposit of each instrument of ratification or of accession, the date of the entry into force of this Treaty, and the date of receipt of any requests for convening a conference or other notices.
6. This Treaty shall be registered by the Depositary Governments pursuant to Article 102 of the Charter of the United Nations.

#### ARTICLE X

1. Each Party shall in exercising its national sovereignty have the right to withdraw from the Treaty if it decides that extraordinary events, related to the subject matter of this Treaty, have jeopardized the supreme interests of its country. It shall give notice of such withdrawal to all other Parties to the Treaty and to the United Nations Security Council three months in advance. Such notice shall include a statement of the extraordinary events it regards as having jeopardized its supreme interests.
2. Twenty-five years after the entry into force of the Treaty, a conference shall be convened to decide whether the Treaty shall continue in force indefinitely, or shall be extended for an additional fixed period or periods. This decision shall be taken by a majority of the Parties to the Treaty.

#### ARTICLE XI

This Treaty, the English, Russian, French, Spanish and Chinese texts of which are equally authentic, shall be deposited in the archives of the Depositary Governments. Duly certified copies of this Treaty shall be transmitted by the Depositary Governments to the Governments of the signatory and acceding States.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised, have signed this Treaty.

DONE in triplicate, at the cities of London, Moscow and Washington, the first day of July, one thousand nine hundred and sixty-eight.

- 4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日効力を生ずる。
- 5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日、会議の開催の要請を受領した日及び他の通知を速やかに通報する。
- 6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

#### 第 10 条 [脱退及び有効期間]

- 1 各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し 3 箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。
- 2 この条約の効力発生の 25 年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する。その決定は、締約国の過半数による議決で行う。

#### 第 11 条 [正文及び寄託]

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託される。この条約の認証謄本は、寄託国政府が署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。1968 年 7 月 1 日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書 3 通を作成した。

## 1.3 署名・批准(加盟国)

- ・条約に署名あるいは批准を行った加盟国は下表に示すとおり
- ・主な未加盟国は、インド、パキスタン、イスラエル
- ・北朝鮮については、1.5節で触れるように脱退問題があるが、IAEAは加盟しているとの見解

表 1-1 NPT 署名・批准国<sup>〔4〕</sup>(アルファベット順、2016/6 月現在)

|    | State (国名)   |                     | Signature (署名日)(注 1)                                                   | Deposit (寄託日)(注 2)                                                                 |
|----|--------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | アフガニスタン      | Afghanistan         | <u>1 July 1968 (M), (L), (W)</u>                                       | 4 February 1970 (W),<br>5 February 1970 (M),<br>5 March 1970 (L)                   |
| 2  | アルバニア        | Albania             |                                                                        | 12 September 1990(a) (L),<br>14 September 1990(a) (M),<br>28 September 1990(a) (W) |
| 3  | アルジェリア       | Algeria             |                                                                        | 12 January 1995(a) ,(M), (L),<br>(W)                                               |
| 4  | アンドラ         | Andorra             |                                                                        | 7 June 1996(a) (L),<br>25 June 1996(a) (W),<br>2 July 2010(a) (M)                  |
| 5  | アンゴラ         | Angola              |                                                                        | 14 October 1996(a) (W),<br>30 April 1996(a) (M)                                    |
| 6  | アンティグア・バーブーダ | Antigua and Barbuda |                                                                        | 17 June 1985(s) (L)                                                                |
| 7  | アルゼンチン       | Argentina           |                                                                        | 10 February 1995(a)* (W),<br>17 February 1995(a) (L)                               |
| 8  | アルメニア        | Armenia             |                                                                        | 21 June 1993(a) (M),<br>15 July 1993(a) (W)                                        |
| 9  | オーストラリア      | Australia           | <u>27 February 1970* (M), (W),</u><br><u>27 February 1970*, ** (L)</u> | 23 January 1973 (M), (W), (L)                                                      |
| 10 | オーストリア       | Austria             | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                                      | 27 June 1969 ,(M), (L), (W)                                                        |
| 11 | アゼルバイジャン     | Azerbaijan          |                                                                        | 22 September 1992(a) (M)                                                           |
| 12 | バハマ          | Bahamas             |                                                                        | 11 August 1976(s)* (L),<br>13 August 1976(s) (W),<br>30 August 1976(s) (M)         |
| 13 | バーレーン        | Bahrain             |                                                                        | 3 November 1988(a)* (W)                                                            |
| 14 | バングラデシュ      | Bangladesh          |                                                                        | 31 August 1979(a) (M), (L),<br>27 September 1979(a) (W)                            |
| 15 | バルバドス        | Barbados            | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                 | 21 February 1980 (W)                                                               |
| 16 | ベラルーシ        | Belarus             |                                                                        | 9 February 1993(a) (M),<br>22 July 1993(a) (W),<br>23 July 1993(a) (L)             |



|    | State (国名)   |                          | Signature (署名日)(注 1)                                | Deposit (寄託日)(注 2)                                                      |
|----|--------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 17 | ベルギー         | Belgium                  | <u>20 August 1968 ,(M), (L), (W)</u>                | 2 May 1975 (L), (W),<br>4 May 1975 (M)                                  |
| 18 | ベリーズ         | Belize                   |                                                     | 9 August 1985(s) (L)                                                    |
| 19 | ベニン          | Benin                    | <u>1 July 1968 (W)</u>                              | 31 October 1972 (W)                                                     |
| 20 | ブータン         | Bhutan                   |                                                     | 23 May 1985(a) (W)                                                      |
| 21 | ボリビア         | Bolivia                  | <u>1 July 1968 (W)</u>                              | 26 May 1970 (W)                                                         |
| 22 | ボスニア・ヘルツェゴビナ | Bosnia and Herzegovina   |                                                     | 15 August 1994(s) (W)                                                   |
| 23 | ボツワナ         | Botswana                 | <u>1 July 1968 (W)</u>                              | 28 April 1969 (L)                                                       |
| 24 | ブラジル         | Brazil                   |                                                     | 18 September 1998(a) ,(M), (L), (W)                                     |
| 25 | ブルネイ・ダルサラーム  | Brunei Darussalam        |                                                     | 26 March 1985(a) (W)                                                    |
| 26 | ブルガリア        | Bulgaria                 | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                   | 5 September 1969 (W),<br>18 September 1969 (M),<br>3 November 1969 (L)  |
| 27 | ブルキナ・ファソ     | Burkina Faso             | <u>11 August 1969 (M),<br/>25 November 1968 (W)</u> | 3 March 1970 (W)                                                        |
| 28 | ブルンジ         | Burundi                  |                                                     | 19 March 1971(a) (M)                                                    |
| 29 | カンボジア        | Cambodia                 |                                                     | 2 June 1972(a) (W)                                                      |
| 30 | カメルーン        | Cameroon                 | <u>17 July 1968 (W),<br/>18 July 1968 (M)</u>       | 8 January 1969 (W)                                                      |
| 31 | カナダ          | Canada                   | <u>29 July 1968 (M),<br/>23 July 1968 (L), (W)</u>  | 8 January 1969 ,(M), (L), (W)                                           |
| 32 | カボベルデ        | Cape Verde               |                                                     | 24 October 1979(a) (M)                                                  |
| 33 | 中央アフリカ共和国    | Central African Republic |                                                     | 25 October 1970(a) (W)                                                  |
| 34 | チャド          | Chad                     | <u>1 July 1968 (M)</u>                              | 10 March 1971 (W),<br>11 March 1971 (M),<br>23 March 1971 (L)           |
| 35 | チリ           | Chile                    |                                                     | 25 May 1995(a) (W)                                                      |
| 36 | 中華人民共和国      | China                    |                                                     | 9 March 1992(a) (L),<br>12 March 1992(a)* (M),<br>17 March 1992(a)* (W) |
| 37 | コロンビア        | Colombia                 | <u>1 July 1968 (W)</u>                              | 8 April 1986(a) (W),<br>29 April 1986(a) (M),<br>30 April 1986(a) (L)   |
| 38 | コモロ          | Comoros                  |                                                     | 4 October 1995(a) (W)                                                   |
| 39 | コンゴ共和国       | Congo                    |                                                     | 23 October 1978(a) (W)                                                  |

|    | State (国名)  |                                       | Signature (署名日)(注 1)                                                                 | Deposit (寄託日)(注 2)                                                          |
|----|-------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 40 | コスタリカ       | Costa Rica                            | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 3 March 1970 (W)                                                            |
| 41 | コートジボワール    | Côte d'Ivoire                         | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 6 March 1973 (W)                                                            |
| 42 | クロアチア       | Croatia                               |                                                                                      | 29 June 1992(s) (W)                                                         |
| 43 | キューバ        | Cuba                                  |                                                                                      | 4 November 2002 [a]                                                         |
| 44 | キプロス        | Cyprus                                | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                                                    | 10 February 1970 (M),<br>16 February 1970 (W),<br>5 March 1970 (L)          |
| 45 | チェコ共和国      | Czech Republic                        |                                                                                      | 1 January 1993(s)* ** (W),<br>1 January 1993(s) (M),<br>5 April 1993(s) (L) |
| 46 | 朝鮮民主主義人民共和国 | Democratic People's Republic of Korea |                                                                                      | 12 December 1985(a) (M)                                                     |
| 47 | コンゴ民主共和国    | Democratic Republic of the Congo      | <u>22 July 1968 (W),</u><br><u>26 July 1968 (M),</u><br><u>17 September 1968 (L)</u> | 4 August 1970 (W)                                                           |
| 48 | デンマーク       | Denmark                               | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                                                     | 3 January 1969,(M), (L), (W)                                                |
| 49 | ジブチ         | Djibouti                              |                                                                                      | 16 October 1996(a) (W)                                                      |
| 50 | ドミニカ連邦      | Dominica                              |                                                                                      | 10 August 1984(s) (L)                                                       |
| 51 | ドミニカ共和国     | Dominican Republic                    | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 24 July 1971 (W)                                                            |
| 52 | エクアドル       | Ecuador                               | <u>9 July 1968 (W)</u>                                                               | 7 March 1969 (W)                                                            |
| 53 | エジプト        | Egypt                                 | <u>1 July 1968 ,(M), (L)</u>                                                         | 26 February 1981* (L)                                                       |
| 54 | エルサルバドル     | El Salvador                           | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 11 July 1972 (W)                                                            |
| 55 | 赤道ギニア       | Equatorial Guinea                     |                                                                                      | 1 November 1984(a) (W)                                                      |
| 56 | エリトリア       | Eritrea                               |                                                                                      | 16 March 1995(a) (W)                                                        |
| 57 | エストニア       | Estonia                               |                                                                                      | 7 January 1992(a) (L),<br>31 January 1992(a) (W)                            |
| 58 | エチオピア       | Ethiopia                              | <u>5 September 1968 ,(M), (L), (W)</u>                                               | 5 February 1970 (M),<br>5 March 1970 (L), (W)                               |
| 59 | フィジー        | Fiji                                  |                                                                                      | 29 August 1972(s) (M),<br>14 August 1972(s)* (L),<br>21 July 1972(s) (W)    |
| 60 | フィンランド      | Finland                               | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                                                     | 5 February 1969,(M), (L), (W)                                               |
| 61 | フランス        | France                                |                                                                                      | 2 August 1992(a) (M),<br>3 August 1992(a) (L), (W)                          |
| 62 | ガボン         | Gabon                                 |                                                                                      | 19 February 1974(a) (W)                                                     |

|    | State (国名)  |                               | Signature (署名日)(注 1)                                                                          | Deposit (寄託日)(注 2)                                                 |
|----|-------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 63 | ガンビア        | Gambia                        | <u>4 September 1968 (L),</u><br><u>20 September 1968 (W),</u><br><u>24 September 1968 (M)</u> | 12 May 1975 (W)                                                    |
| 64 | グルジア        | Georgia                       |                                                                                               | 7 March 1994(a) (W)                                                |
| 65 | ドイツ         | Germany                       | <u>28 November 1969 (M),</u><br><u>28 November 1969** (L),</u><br><u>(W)</u>                  | 2 May 1975*** (L), (W)                                             |
| 66 | ガーナ         | Ghana                         | <u>1 July 1968 (M), (W),</u><br><u>24 July 1968 (L)</u>                                       | 4 May 1970 (L),<br>5 May 1970 (W),<br>11 May 1970 (M)              |
| 67 | ギリシャ        | Greece                        | <u>1 July 1968 (M), (W)</u>                                                                   | 11 March 1970 (W)                                                  |
| 68 | グレナダ        | Grenada                       |                                                                                               | 2 September 1975(s) (L),<br>3 December 1975(s) (W)                 |
| 69 | グアテマラ       | Guatemala                     | <u>26 July 1968 (W)</u>                                                                       | 22 September 1970 (W)                                              |
| 70 | ギニア         | Guinea                        |                                                                                               | 29 April 1985(a) (M)                                               |
| 71 | ギニア・ビ<br>サウ | Guinea-<br>Bissau             |                                                                                               | 20 August 1976(a) (M)                                              |
| 72 | ガイアナ        | Guyana                        |                                                                                               | 19 October 1993(a) (W)                                             |
| 73 | ハイチ         | Haiti                         | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                                        | 2 June 1970 (W)                                                    |
| 74 | バチカン        | Holy See                      |                                                                                               | 25 February 1971(a)*,(M), (L),<br>(W)                              |
| 75 | ホンジュラ<br>ス  | Honduras                      | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                                        | 16 May 1973 (W)                                                    |
| 76 | ハンガリー       | Hungary                       | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                                                              | 27 May 1969,(M), (L), (W)                                          |
| 77 | アイスラン<br>ド  | Iceland                       | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                                                              | 18 July 1969,(M), (L), (W)                                         |
| 78 | インドネシ<br>ア  | Indonesia                     | <u>2 March 1970* ,(M), (L),</u><br><u>(W)</u>                                                 | 12 July 1979 (M), (W),<br>12 July 1979** (L)                       |
| 79 | イラン         | Iran (Islamic<br>Republic of) | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W),</u>                                                            | 2 February 1970 (W),<br>10 February 1970 (M),<br>5 March 1970 (L), |
| 80 | イラク         | Iraq                          | <u>1 July 1968 (M)</u>                                                                        | 29 October 1969 (M)                                                |
| 81 | アイルラン<br>ド  | Ireland                       | <u>1 July 1968 (M), (W),</u><br><u>4 July 1968 (L)</u>                                        | 1 July 1968 (W),<br>2 July 1968 (M),<br>4 July 1968 (L)            |
| 82 | イタリア        | Italy                         | <u>28 January 1969 (M), (W),</u><br><u>28 January 1969* (L)</u>                               | 2 May 1975** (L),<br>2 May 1975 (W),<br>4 May 1975 (M)             |
| 83 | ジャマイカ       | Jamaica                       | <u>14 April 1969,(M), (L), (W)</u>                                                            | 5 March 1970,(M), (L), (W)                                         |
| 84 | 日本          | Japan                         | <u>3 February 1970*,(M), (L),</u><br><u>(W)</u>                                               | 8 June 1976*,(M), (L), (W)                                         |
| 85 | ヨルダン        | Jordan                        | <u>10 July 1968 (W)</u>                                                                       | 11 February 1970 (W)                                               |

|     | State (国名)                              |                                        | Signature (署名日)(注 1)                                                                  | Deposit (寄託日)(注 2)                                                          |
|-----|-----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 86  | カザフスタン                                  | Kazakhstan                             |                                                                                       | 14 February 1994(a) (W),<br>21 March 1994(a) (L),<br>20 May 1994(a) (M)     |
| 87  | ケニヤ                                     | Kenya                                  | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                                | 11 June 1970 (M)                                                            |
| 88  | キリバス                                    | Kiribati                               |                                                                                       | 18 April 1985(s) (L)                                                        |
| 89  | クエート                                    | Kuwait                                 | <u>15 August 1968 (M),</u><br><u>22 August 1968 (L),</u><br><u>15 August 1968 (W)</u> | 17 November 1989* (W)                                                       |
| 90  | キルギスタン                                  | Kyrgyzstan                             |                                                                                       | 5 July 1994(a) (M)                                                          |
| 91  | ラオス                                     | Lao People's<br>Democratic<br>Republic | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                                                     | 20 February 1970 (M),<br>5 March 1970 (L), (W)                              |
| 92  | ラトビア                                    | Latvia                                 |                                                                                       | 31 January 1992(a) (L)                                                      |
| 93  | レバノン                                    | Lebanon                                | <u>1 July 1968 (M), (L), (W)</u>                                                      | 15 July 1970 (M), (L),<br>20 November 1970 (W)                              |
| 94  | レソト                                     | Lesotho                                | <u>9 July 1968 (W)</u>                                                                | 20 May 1970 (W)                                                             |
| 95  | リベリア                                    | Liberia                                | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                                | 5 March 1970 (W)                                                            |
| 96  | 大リビア・<br>アラブ社会<br>主義人民<br>ジャマーヒ<br>リーヤ国 | Libyan Arab<br>Jamahiriya              | <u>18 July 1968 (L),</u><br><u>19 July 1968 (W),</u><br><u>23 July 1968 (M)</u>       | 26 May 1975 (M), (L), (W)                                                   |
| 97  | リヒレンシュ<br>タイン                           | Liechtenstein                          |                                                                                       | 20 April 1978(a) (M),<br>20 April 1978(a)* (L), (W)                         |
| 98  | リトアニア                                   | Lithuania                              |                                                                                       | 23 September 1991(a) (W)                                                    |
| 99  | ルクセンブ<br>ルグ                             | Luxembourg                             | <u>14 August 1968 ,(M), (L),</u><br><u>(W)</u>                                        | 2 May 1975 (L), (W),<br>4 May 1975 (M),                                     |
| 100 | マダガスカル                                  | Madagascar                             | <u>22 August 1968 (W)</u>                                                             | 8 October 1970 (W)                                                          |
| 101 | マラウイ                                    | Malawi                                 |                                                                                       | 18 February 1986(a) (L),<br>4 March 1986(a) (M),<br>19 February 1986(a) (W) |
| 102 | マレーシア                                   | Malaysia                               | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                                                      | 5 March 1970,(M), (L), (W)                                                  |
| 103 | モルジブ                                    | Maldives                               | <u>11 September 1968 (W)</u>                                                          | 7 April 1970 (W)                                                            |
| 104 | マリ                                      | Mali                                   | <u>14 July 1969 (W),</u><br><u>15 July 1969 (M)</u>                                   | 10 February 1970 (M),<br>5 March 1970 (W)                                   |
| 105 | マルタ                                     | Malta                                  | <u>17 April 1969 (W)</u>                                                              | 6 February 1970 (W)                                                         |
| 106 | マーシャル<br>諸島                             | Marshall<br>Islands                    |                                                                                       | 30 January 1995(a) (W)                                                      |
| 107 | モーリタニ<br>ア                              | Mauritania                             |                                                                                       | 26 October 1993(a) (W)                                                      |

|     | State (国名) |                                     | Signature (署名日)(注 1)                                      | Deposit (寄託日)(注 2)                                                                |
|-----|------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 108 | モーリシャス     | Mauritius                           | <u>1 July 1968 (W)</u>                                    | 14 April 1969 (L),<br>8 April 1969 (W),<br>25 April 1969 (M)                      |
| 109 | メキシコ       | Mexico                              | <u>26 July 1968 (M),</u><br><u>26 July 1968* (L), (W)</u> | 21 January 1969 (M), (L), (W)                                                     |
| 110 | ミクロネシア連邦   | Micronesia<br>(Federated States of) |                                                           | 14 April 1995(a) (W)                                                              |
| 111 | モナコ        | Monaco                              |                                                           | 13 March 1995(a) (W)                                                              |
| 112 | モンゴル       | Mongolia                            | <u>1 July 1968 (M)</u>                                    | 14 May 1969 (M)                                                                   |
| 113 | モンテネグロ     | Montenegro                          |                                                           | 3 June 2006 (M)                                                                   |
| 114 | モロッコ       | Morocco                             | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W),</u>                        | 27 November 1970 (M),<br>30 November 1970 (L),<br>16 December 1970 (W)            |
| 115 | モザンビーク     | Mozambique                          |                                                           | 4 September 1990(a) (M),<br>12 September 1990(a) (W),<br>20 September 1990(a) (L) |
| 116 | ミャンマー      | Myanmar                             |                                                           | 2 December 1992(a) (L), (W)                                                       |
| 117 | ナミビア       | Namibia                             |                                                           | 2 October 1992(a) (L),<br>7 October 1992(a) (W),<br>9 October 1992(a) (M)         |
| 118 | ナウル        | Nauru                               |                                                           | 7 June 1982(a) (L)                                                                |
| 119 | ネパール       | Nepal                               | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                         | 9 January 1970 (M),<br>5 January 1970 (W),<br>3 February 1970 (L)                 |
| 120 | オランダ       | Netherlands                         | <u>20 August 1968 ,(M), (L), (W)</u>                      | 2 May 1975 (M),<br>2 May 1975*, ** (L),<br>2 May 1975* (W)                        |
| 121 | ニュージーランド   | New Zealand                         | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                          | 10 September 1969,(M), (L), (W)                                                   |
| 122 | ニカラグア      | Nicaragua                           | <u>1 July 1968 (L), (W)</u>                               | 6 March 1973 (W)                                                                  |
| 123 | ニジェール      | Niger                               |                                                           | 9 October 1992(a) (W)                                                             |
| 124 | ナイジェリア     | Nigeria                             | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                         | 27 September 1968 (L),<br>7 October 1968 (W),<br>14 October 1968 (M)              |
| 125 | ノルウエー      | Norway                              | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>                          | 5 February 1969,(M), (L), (W)                                                     |
| 126 | オマーン       | Oman                                |                                                           | 23 January 1997(a) (W)                                                            |
| 127 | パラウ        | Palau                               |                                                           | 14 April 1995(a) (W)                                                              |
| 128 | パナマ        | Panama                              | <u>1 July 1968 (W)</u>                                    | 13 January 1977 (W)                                                               |
| 129 | パプアニューギニア  | Papua New Guinea                    |                                                           | 16 February 1982(a) (M),<br>13 January 1982(a) (L),<br>25 January 1982(a) (W)     |

|     | State (国名)         |                                  | Signature (署名日)(注 1)                                                                 | Deposit (寄託日)(注 2)                                                     |
|-----|--------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 130 | パラグアイ              | Paraguay                         | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 4 February 1970 (W), 5 March 1970 (L)                                  |
| 131 | ペルー                | Peru                             | <u>1 July 1968 (W)</u>                                                               | 3 March 1970 (W)                                                       |
| 132 | フィリピン              | Philippines                      | <u>1 July 1968 (W),</u><br><u>18 July 1968 (M)</u>                                   | 5 October 1972 (W),<br>16 October 1972 (L),<br>20 October 1972 (M)     |
| 133 | ポーランド              | Poland                           | <u>1 July 1968, (M), (L), (W)</u>                                                    | 12 June 1969, (M), (L), (W)                                            |
| 134 | ポルトガル              | Portugal                         |                                                                                      | 15 December 1977(a), (M), (L), (W)                                     |
| 135 | カタール               | Qatar                            |                                                                                      | 3 April 1989(a) (L),<br>10 May 1989(a) (M),<br>13 June 1989(a) (W)     |
| 136 | 大韓民国               | Republic of Korea                | <u>1 July 1968* (W)</u>                                                              | 23 April 1975 (W)                                                      |
| 137 | モルドバ共和国            | Republic of Moldova              |                                                                                      | 11 October 1994(a) (W)                                                 |
| 138 | ルーマニア              | Romania                          | <u>1 July 1968, (M), (L), (W)</u>                                                    | 4 February 1970, (M), (L), (W)                                         |
| 139 | ロシア連邦              | Russian Federation               | <u>1 July 1968, (M), (L), (W)</u>                                                    | 5 March 1970, (M), (L), (W)                                            |
| 140 | ルワンダ               | Rwanda                           |                                                                                      | 20 May 1975(a), (M), (L), (W)                                          |
| 141 | セントクリストファー・ネビス     | Saint Kitts and Nevis            |                                                                                      | 6 November 1984(s)* (L)                                                |
| 142 | セントルシア             | Saint Lucia                      |                                                                                      | 28 December 1979(s) (L)                                                |
| 143 | セントビンセント及びグレナディン諸島 | Saint Vincent and the Grenadines |                                                                                      | 6 November 1984(s)* (L)                                                |
| 144 | サモア                | Samoa                            |                                                                                      | 17 March 1975(a) (M),<br>18 March 1975(a) (W),<br>26 March 1975(a) (L) |
| 145 | サンマリノ              | San Marino                       | <u>1 July 1968 (W),</u><br><u>29 July 1968 (L),</u><br><u>21 November 1867 (M)</u> # | 10 August 1970 (L),<br>20 August 1970 (M),<br>31 August 1970 (W)       |
| 146 | サントメ・プリンシペ         | Sao Tome and Principe            |                                                                                      | 20 July 1983(a) (M)                                                    |
| 147 | サウジアラビア            | Saudi Arabia                     |                                                                                      | 3 October 1988(a) (W)                                                  |
| 148 | セネガル               | Senegal                          | <u>1 July 1968 (M), (W),</u><br><u>26 July 1968 (L)</u>                              | 17 December 1970 (M),<br>22 December 1970 (W),<br>15 January 1971(L)   |

# 出典である IAEA-HP の表記をそのまま引用

|     | State (国名)                    |                                                    | Signature (署名日)(注 1)                       | Deposit (寄託日)(注 2)                                                       |
|-----|-------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 149 | セルビア                          | Serbia                                             |                                            | 1 January 1993 (M),<br>5 September 2001 (W)*                             |
| 150 | セイシル                          | Seychelles                                         |                                            | 12 March 1985(a) (L),<br>14 March 1985(a) (M),<br>8 April 1985(a) (W)    |
| 151 | シエラレオ<br>ネ                    | Sierra Leone                                       |                                            | 26 February 1975(a),(M), (L),<br>(W)                                     |
| 152 | シンガポ<br>ール                    | Singapore                                          | <u>5 February 1970,(M), (L),<br/>(W)</u>   | 10 March 1976,(M), (L), (W)                                              |
| 153 | スロバキア                         | Slovakia                                           |                                            | 1 January 1993(s) (W),<br>17 April 1993(s)** (L),<br>31 May 1993(s) (M), |
| 154 | スロベニア                         | Slovenia                                           |                                            | 7 April 1992(s) (L),<br>20 August 1992(s) (W)                            |
| 155 | ソロモン諸<br>島                    | Solomon<br>Islands                                 |                                            | 17 June 1981(s) (L)                                                      |
| 156 | ソマリア                          | Somalia                                            | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>          | 5 March 1970 (L),<br>12 November 1970 (W)                                |
| 157 | 南アフリカ                         | South Africa                                       |                                            | 10 July 1991(a) (W)                                                      |
| 158 | スペイン                          | Spain                                              |                                            | 5 November 1987(a),(M), (L),<br>(W)                                      |
| 159 | スリランカ                         | Sri Lanka                                          | <u>1 July 1968,(M), (L), (W)</u>           | 5 March 1979,(M), (L), (W)                                               |
| 160 | パレスチナ<br>自治政府                 | State of<br>Palestine                              |                                            | 10 February 2015, (M), (L)                                               |
| 161 | スーダン                          | Sudan                                              | <u>24 December 1968 (M)</u>                | 31 October 1973 (W),<br>22 November 1973 (M),<br>10 December 1973 (L)    |
| 162 | スリナム                          | Suriname                                           |                                            | 30 June 1976(s)* (W)                                                     |
| 163 | スワジラン<br>ド                    | Swaziland                                          | <u>24 June 1969 (L)</u>                    | 11 December 1969 (L),<br>16 December 1969 (W),<br>12 January 1970 (M)    |
| 164 | スウェーデ<br>ン                    | Sweden                                             | <u>19 August 1968 ,(M), (L),<br/>(W)</u>   | 9 January 1970 ,(M), (L), (W)                                            |
| 165 | スイス                           | Switzerland                                        | <u>27 November 1969*,(M),<br/>(L), (W)</u> | 9 March 1977**, (M), (L), (W)                                            |
| 166 | シリア                           | Syrian Arab<br>Republic                            | <u>1 July 1968 (M)</u>                     | 24 September 1968* (M)                                                   |
| 167 | タジキスタ<br>ン                    | Tajikistan                                         |                                            | 17 January 1994(a) (M)                                                   |
| 168 | タイ                            | Thailand                                           |                                            | 7 December 1972(a) (L)                                                   |
| 169 | マケドニア<br>共和国・旧<br>ユーゴスラ<br>ビア | The former<br>Yugoslav<br>Republic of<br>Macedonia |                                            | 30 March 1995(s) (L),<br>12 April 1995(s) (W)                            |

|     | State (国名) |                                                      | Signature (署名日)(注 1)                                    | Deposit (寄託日)(注 2)                                                     |
|-----|------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 170 | 東ティモール     | Timor-Leste                                          |                                                         | 5 May 2003 [W] [a]                                                     |
| 171 | トーゴ        | Togo                                                 | <u>1 July 1968 (W)</u>                                  | 26 February 1970 (W)                                                   |
| 172 | トンガ        | Tonga                                                |                                                         | 7 July 1971(s)* (L),<br>15 July 1971(s) (W),<br>24 August 1971(s) (M)  |
| 173 | トリニダード・トバゴ | Trinidad and Tobago                                  | <u>20 August 1968 (W),</u><br><u>22 August 1968 (L)</u> | 30 October 1986 (L), (W)                                               |
| 174 | チュニジア      | Tunisia                                              | <u>1 July 1968 (M), (L), (W)</u>                        | 26 February 1970 (M), (L), (W)                                         |
| 175 | トルコ        | Turkey                                               | <u>28 January 1969 ,(M), (L),</u><br><u>(W)</u>         | 17 April 1980 (M), (L),<br>17 April 1980* (W)                          |
| 176 | トルクメニスタン   | Turkmenistan                                         |                                                         | 29 September 1994(a) (W)                                               |
| 177 | ツバル        | Tuvalu                                               |                                                         | 19 January 1979(s) (L)                                                 |
| 178 | ウガンダ       | Uganda                                               |                                                         | 20 October 1982(a) (W)                                                 |
| 179 | ウクライナ      | Ukraine                                              |                                                         | 5 December 1994(a) ,(M), (L),<br>(W)                                   |
| 180 | アラブ首長国連邦   | United Arab Emirates                                 |                                                         | 26 September 1995(a) (W)                                               |
| 181 | 英国         | United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                       | 29 November 1968 (M),<br>29 November 1968** (L), (W)                   |
| 182 | タンザニア      | United Republic of Tanzania                          |                                                         | 31 May 1991(a) (L),<br>7 June 1991(a) (W),<br>18 June 1991(a)* (M)     |
| 183 | 米国         | United States of America                             | <u>1 July 1968 ,(M), (L), (W)</u>                       | 5 March 1970 ,(M), (L), (W)                                            |
| 184 | ウルグアイ      | Uruguay                                              | <u>1 July 1968 (W)</u>                                  | 31 August 1970 (W)                                                     |
| 185 | ウズベキスタン    | Uzbekistan                                           |                                                         | 7 May 1992(a) (M)                                                      |
| 186 | バヌアツ       | Vanuatu                                              |                                                         | 24 August 1995(a) (L)                                                  |
| 187 | ベネズエラ      | Venezuela                                            | <u>1 July 1968 (W)</u>                                  | 25 September 1975 (L),<br>26 September 1975 (W),<br>3 October 1975 (M) |
| 188 | ベトナム       | Viet Nam                                             |                                                         | 14 June 1982(a) (M)                                                    |
| 189 | イエメン       | Yemen                                                | <u>14 November 1968 (M)</u>                             | 14 May 1986 (L),<br>1 June 1979(M)                                     |
| 190 | ザンビア       | Zambia                                               |                                                         | 15 May 1991(a) (W),<br>22 May 1991(a) (L),<br>5 July 1991(a) (M)       |
| 191 | ジンバブエ      | Zimbabwe                                             |                                                         | 26 September 1991(a) (M), (L),<br>4 October 1991(a) (W)                |



(注 1) Signature(署名日)は、署名のついた正式の条約がソヴィエト社会主義共和国(M)、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(L)、アメリカ合衆国(W)に寄託された日。

(注 2) Deposit(寄託日)は、ソヴィエト社会主義共和国(M)、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(L)、アメリカ合衆国(W)に対して条約の批准、A(acceptance:受託)、AA(approval:承認)、a(accession:加入)及び s(succession:継承)に寄託した日。

Signature(署名日)及び Deposit(寄託日)の欄において、署名日や寄託日に\*、\*\*、\*\*\*のついているものは、署名や寄託時に解釈宣言等が付与されたものを示す。

#### 1.4 NPT 無期限延長

NPT 第 10 条 2 項は、条約発効後の 25 年目にその後の延長期間を決定する会議を開催することを規定している。

発効から 25 年目にあたり、NPT の運用状況を再検討するとともにこの条約の延長期間（無期限又は一定の期間）を決定するための位置づけで、1995 年 4 月から 5 月にかけてニューヨークの国連本部で、第 5 回 NPT 再検討・延長会議が開催された。

再検討・延長会議では、核不拡散体制の維持のために無期限延長を主張する我が国を含む国々と、NPT が核兵器国と非核兵器国との間の区別を恒久化するものであると無期限延長に反対の立場をとる国々との間で意見の相違が見られたが、核軍縮等条約の意義をより明確にする合意と組合せにすることにより、すなわち「条約の運用検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書とパッケージで NPT の無期限延長が投票によらない無評決で決定された<sup>〔5〕</sup>。

資料 1-4 「NPT 延長に関する決定」採択文書<sup>[5]</sup>

NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex Decision 3

EXTENSION OF THE TREATY ON THE NON-PROLIFERATION OF NUCLEAR WEAPONS

The Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Having convened in New York from 17 April to 12 May 1995, in accordance with article VIII, paragraph 3, and article X, paragraph 2, of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Having reviewed the operation of the Treaty and affirming that there is a need for full compliance with the Treaty, its extension and its universal adherence, which are essential to international peace and security and the attainment of the ultimate goals of the complete elimination of nuclear weapons and a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control,

Having reaffirmed article VIII, paragraph 3, of the Treaty and the need for its continued implementation in a strengthened manner and, to this end, emphasizing the decision on strengthening the review process for the Treaty and the decision on principles and objectives for nuclear non-proliferation and disarmament, also adopted by the conference,

Having established that the Conference is quorate in accordance with article X, paragraph 2, of the Treaty,

Decides that, as a majority exists among States party to the Treaty for its indefinite extension, in accordance with article X, paragraph 2, the Treaty shall continue in force indefinitely.

核兵器の不拡散に関する条約の延長(決定 3)

採択 1995.5.11(ニューヨーク)

核兵器の不拡散に関する条約の締約国会議は、

核兵器の不拡散に関する条約の第 8 条 3 および第 10 条 2 に従って、1995 年 4 月 17 日から 5 月 12 日までニューヨークにおいて開催され、

条約の運用を再検討し、条約の完全な遵守、条約の延長および条約への普遍的な加盟の必要性が存在しており、それらが国際の平和と安全のためおよび核兵器の完全な廃棄と厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約という究極的な目標の達成のために不可欠であることを確認し、

条約第 8 条 3 および強化された方法でその実施を継続する必要性を再確認し、かつ、この目的のために、同じく会議によって採択された、条約の再検討過程の強化に関する決定、ならびに、核の不拡散および軍備縮小のための原則および目標に関する決定を強調し、

条約第 10 条 2 に従い、会議が定足数に達していることを確認し、

条約の締約国の過半数がその無期限延長を支持しているので、条約第 10 条 2 に従い、条約は無期限に効力を有するものと決定する。

## 1.5 運用検討会議の状況

- ・NPT第8条3項の規定に基づき、第1回NPT再検討会議を開催(1975/5)、NPTの運用について検討  
NPT第8条3項: 条約前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するように条約の運用を検討するため、条約発効の5年後に締約国による会議を開催
- ・これまで1975年から2005年まで5年ごとに計7回開催
- ・1995年のNPT再検討・延長会議で採択された「条約の再検討プロセスの強化」の第3項に基づき、運用検討会議に先立つ3年間、毎年、通常、実質10日間の準備委員会の会合を開催、必要であれば運用検討会議が開かれる年に第4回の準備会合を開催
- ・1975年、1985年及び2000年の検討会議において最終合意宣言が作成、1995年にはNPTの無期限延長が無評決で決定
- ・現在、2010年運用検討会議に向けて、2007年、2008年、2009年にそれぞれ準備委員会が開催され、アジェンダ策定、議長決定等、準備が順調に進捗
- ・各回の検討会議の状況は以下のとおり(外交青書、及び原子力白書より引用)

[1] 第1回NPT再検討会議(1975/5 ジュネーブ、72ヶ国が参加)<sup>[6]</sup>

- ・当時、NPTに加盟した核兵器国は米国、英国、ソ連(現ロシア)
- ・同会議の目的である条約の普遍性及び保障措置を通じた条約の強化は、多くの西洋諸国間で認識
- ・非同盟諸国及び中立諸国は条約の運用、全ての条項の遵守、欠点の補完手段に関する検討を主目的にしていたため、多くの非核兵器国は不満を主張、特に、核兵器国が条約第6条を十分に履行していないことに疑義を投げかける
- ・原子力平和利用については、IAEAの保障措置体制の充実、核物質・原子力資材等の供給確保、核物質防護のための国際取極の勧奨、地域核燃料サイクルセンター構想の検討等を取上げる
- ・5年後に第2回NPT再検討会議を開催すること等を盛り込んだ最終宣言を採択、最終合意宣言の概要は以下のとおり
  - 締約国の条約に対する強い支持の再確認
  - 核兵器の更なる拡散を回避するという基本的な目的に関する同意
  - 核兵器開発の軍備競争に対する重大な懸念
  - 特に核兵器国が第6条の早期且つ実効的な履行を実施するよう呼びかけ
  - 締約国の増加はみられるが、まだ条約の普遍的な支持がないことへの懸念

[2] 第2回NPT再検討会議(1980/8-9 ジュネーブ)<sup>[7]</sup>

- ・114の締約国のうち我が国を含む75ヶ国が参加
- ・閉会予定日を2日間延長し最終文書案の調整が試みられたが、主として第6条の核軍縮関係について核兵器国と非同盟諸国との間で意見の一致をみるに至らず
- ・歩み寄りを見せていた原子力平和利用分野を含めた実質的文書について合意できず、第3回NPT再検討会議の1985年開催を含む手続的内容の最終文書のみを採択

- ・ 会議において、同条約の改正、脱退等NPT体制自体に対する挑戦はみられず、NPTの維持強化の必要性和重要性が再確認されたことは有意義と考えられる
- ・ 主要論点は以下のとおり
  - 開発途上国は、供給国が一方的に原子力資材等の輸出条件(ロンドンガイドライン)を定めたこと、二国間協定でNPT第3条を上回る規制を定めたことは第4条違反であると主張
  - 供給国側(米、加、豪等)は、それらの規制は核拡散防止確保のためどうしても必要なものであり、第4条に反するものではないと反論
  - NPT加盟の非核兵器国は包括的保障措置を受け入れなければならないが、非加盟国は当該移転資機材や派生核物質のみにIAEAの保障措置がかかるので、NPTに加盟していることがかえって不利に作用
  - この不合理を是正する観点から、供給国側より、非加盟非核兵器国への輸出に当たっても包括的保障措置の受諾を輸出の条件とすべきであるとの提案
  - NPT加盟非核兵器国の核不拡散努力に比べ核兵器国の核軍縮努力が足りないとする非同盟諸国と、核軍縮に進展がみられたとし、核軍縮と安全保障の関係を十分考慮すべきであるとする核兵器国との間で評価が分かれる

[3] 第3回NPT再検討会議(1985/8-9 ジュネーブ)<sup>〔8〕</sup>

- ・ 多くの先進国は、条約の主目的である核兵器拡散防止は達成されていることについて満足の意を表したが、アフリカ及び中東諸国の一部は、イスラエル及び南アフリカの原子力施設に保障措置が適用されていない現状を疑問視
- ・ 核軍縮の問題については、これまで同様、多くの国が核軍縮が進展していないと不満の意を表明
- ・ 規定された項目以外に、1981年にイスラエルがイラクの原子力施設を空爆したことに端を発する、原子力施設に対する攻撃について本会議で議題にのぼり検討
- ・ 諸問題に対する見解の相違から最終合意文書の作成は困難に思われたが、妥協策として、投票による議決を避けコンセンサスで最終合意宣言を採択

=> 通常は最終宣言の直後に最終合意宣言が作成されるが、見解の相違がみられる問題については最終宣言では扱わず、最終合意文書の中で取り扱うことで合意

[4] 第4回NPT再検討会議(1990/8-9 ジュネーブ)<sup>〔9〕</sup>

- ・ 締約国141ヶ国のうち84ヶ国の他、国際連合、国際原子力機関等の国際機関が参加、核兵器国であり非締約国であるフランス、中国等がオブザーバーとして出席
- ・ 核軍縮、特に核実験禁止についての各国の合意がまとまらないことから、最終文書の採択には至らず
- ・ IAEA保障措置の強化及び原子力関連資機材の輸出に関する条件の厳格化等の必要性につき概ね参加国の意見の一致が得られる等の成果

[5] 第5回再検討・延長会議(1995/4-5 ニューヨーク国連本部)<sup>〔10〕</sup>

- ・ 発効から25年目にあたり、NPTの運用状況を再検討するとともにこの条約の延長期間(無期限又は一定の期間)を決定するための位置づけで開催
- ・ 会議の結果、「条約の運用検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書とパッケージでNPTの無期限延長が無評決で決定

- ・最終合意文書の採択はできなかったが、以下の3つの「決定」及び「中東に関する決議」を採択

(1) 「NPT 延長に関する決定」

締約国の過半数の支持により第 10 条 2 に従い条約の無期限延長を決定<sup>〔5〕</sup>

(2) 「条約の運用検討プロセスの強化に関する決定」

運用検討会議を今後 5 年毎に開催し、2000 年運用検討会議の開催を決定。そのための準備委員会を 97 年より毎年、計 3 回に亘り開催

(3) 「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」

特に核軍縮につき、96 年までの包括的核実験禁止条約 (CTBT) 交渉完了とそれまでの核実験の最大限の抑制、カットオフ条約 (FMCT) 交渉の即時開始と早期妥結、核兵器国による究極的廃絶を目標とした核軍縮努力を強調

[6] 第 6 回運用検討会議(2000/4-5 ニューヨーク国連本部)<sup>〔11〕</sup>

- ・インド、パキスタンの核実験、米国連邦議会上院によるCTBT批准否決等、核軍縮・核不拡散を巡る環境が極めて厳しい中で開催
- ・最終合意文書の概要は以下のとおり

[核軍縮]

以下の「13 の实际的措置」に同意

- ・CTBT早期発効、  
CTBT発効までの核実験モラトリアム
- ・軍縮会議にFMCTの即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- ・軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励
- ・核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- ・核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- ・START II 早期発効及びその完全な実施、速やかなSTART III 妥結、ABM条約<sup>1</sup>の維持・強化
- ・IAEA・米露間のトライラテラル・イニシアティブ<sup>2</sup>の妥結・実施
- ・国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けて取る措置
- ・余剰核分裂性物質のIAEA等による国際管理、及び同物質の処分
- ・軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- ・NPT第6条及び「原則と目標」(核軍縮努力)の実施についての定期的な情報提供
- ・核軍縮のための検証能力の向上

<sup>1</sup> 弾頭ミサイルを迎撃するミサイルの開発、配備を制限する条約

<sup>2</sup> 核軍縮の検証の在り方を検討するプロジェクト

## [保障措置]

- ・ IAEAの保障措置が核不拡散体制の基本であることと保障措置の強化と効率化の重要性を確認
- ・ 包括的保障措置協定の未締結国の早期締結、全ての締約国による追加議定書の早期締結を推奨。特に、追加議定書等の締結促進のため、IAEAに対して行動計画等の措置の検討を勧告
- ・ NPT非加盟国に対する早期加盟、包括的保障措置協定及び追加議定書の早期締結を要請
- ・ 包括的保障措置協定と追加議定書は、統合保障措置として一体として扱われるべきことを確認、統合保障措置概念の検討作業を優先的に進めることを推奨
- ・ 新たな非核地帯の創設を歓迎、特に、中央アジア非核地帯条約構想の早期締結に向けた動きを歓迎
- ・ 核兵器国における軍事用に不要となった余剰核物質を早急にIAEA等の検認の下におくべきことを強調
- ・ 全ての締約国に対し、IAEAの保障措置活動に対する政治的、技術的、財政的支援を継続するよう要請

## [核物質防護、輸出管理等]

- ・ 核物資防護、核物質の不法移転の防止及びそのための国際協力の重要性を確認
- ・ 輸出管理のための国内規制の必要性を確認、輸出管理の未実施国に対し適切な国内規制の確立と実施を勧告
- ・ 輸出管理の透明性の向上を継続して実施すべきことを勧告
- ・ プルトニウム管理指針によるプルトニウム管理の一層の透明性向上を歓迎、参加国の拡大を推奨。高濃縮ウランについても同様の検討が行われることを期待

## [NPTと原子力の平和利用]

- ・ NPTが原子力平和利用協力を進めるための基本的枠組であることを確認
- ・ 技術協力、原子力安全確保等の重要性と、これらの分野でIAEAが果たすべき役割を再確認
  - ⇒ その他、原子力安全、放射性物質の輸送、放射性廃棄物、損害賠償、技術協力等、運用検討プロセスの強化に加えて、紛争・核疑惑等、NPTの履行を妨げる地域問題についても合意

[7] 第7回運用検討会議(2005/5 ニューヨーク国連本部) <sup>[12]</sup>

- ・ 北朝鮮の核問題とNPTからの脱退宣言、イランによる核問題という国際情勢下で進行
- ・ 多くの国がNPTが国際の平和と安全に果たす役割の重要性やNPTの遵守の必要性を指摘
- ・ 中東問題(イスラエルの扱い等)やイランの核問題、CTBTを始めとする核軍縮について、関係国及び関係国グループの立場の隔たりは収斂せず
- ・ コンセンサス・ルールの制約もあり、実質事項に関する合意文書を作成できず

[8] 第8回 NPT 運用検討会議(2010/5 ニューヨークの国連本部) <sup>[13]</sup>

- ・前年にオバマ米国大統領のプラハにおける核廃絶に向けた演説、同年4月にはワシントンにおいて第1回核セキュリティサミットが開催される等、核軍縮・核不拡散に対する国際協調の大きな潮流の中で開催された。
- ・会議では、核軍縮における時間軸の設定、追加議定書の位置づけ、NPT脱退の場合の取扱いについて、非同盟運動(NAM)諸国との間に対立が見られたが、10年ぶりの最終文書の採択に至った。
- ・最終文書の内、64項目の行動計画を含む「今後の継続的な行動に関する結論・提言」を全体会合で採択したが、合意に至らなかった「条約運用のレビュー（122項目）」は議長の責任により取りまとめられた。

#### 会議における主要な対立点

- ・核軍縮における時間軸の設定  
NAM諸国は核軍縮の履行に時間軸を設定し、今後の運用検討会議準備委員会や運用検討会議で履行状況を評価することを求めたが、核兵器国はこれに反対
- ・追加議定書の位置づけ  
原子力先進国は、追加議定書をNPTにおける検証措置の標準として位置づけることと、原子力資機材輸出における受領国条件とすることを主張したが、NAM諸国は、追加議定書はあくまでもボランティアな措置であるとの観点から反対
- ・NPT脱退の場合の取扱い  
核兵器国を中心として原子力先進国が脱退以前のNPT違反に対しては脱退後も責任を有すること、脱退前に移転された原子力資機材に対しては脱退後も軍事目的利用を禁ずること等を主張したが、NAM諸国は、条約脱退が国際法上認められた権利であることから条約の再解釈につながるような考え方には反対

#### 最終文書の概要

##### 【核軍縮】

- ・2000年NPT運用検討会議で合意された核兵器国による「核兵器の完全な廃絶の明確な約束」及び不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を確認
- ・核兵器国は、2014年のNPT運用検討会議準備委員会への核軍縮措置の進展状況を報告
- ・CTBTの早期批准を約束。条約発効までの間、核実験及び核兵器開発のモラトリアムを維持
- ・軍縮不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励
- ・核兵器禁止条約に関する国連事務総長の提案に留意
- ・多くの国が、将来、締結される核軍縮の法的枠組みには時間軸が含まれるべきと主張し、会議全体でのコンセンサスが得られなかったため、議長の責任による「条約運用のレビュー」の中に記載

##### 【核不拡散】

- ・IAEA追加議定書の未締結国に対して、可及的速やかな追加議定書締結を奨励（追加議定書を検証措置のスタンダード、又は原子力輸出における受領国要件として位置付けようとしたが実現せず）
- ・IAEAによる各国の国内計量管理制度整備支援を奨励



- ・全ての加盟国に対し、最高の核物質防護とセキュリティ基準の維持を奨励

#### 【原子力の平和的利用】

- ・IAEAの技術協力活動支援のための拠出を奨励（今後5年間で1億ドルの資金を確保しようとするもの、既に米国は5,000万ドルの拠出を表明）：平和利用イニシアティブ（PUI）
- ・原子力エネルギーの開発にあたり、原子力安全及び核セキュリティと同様に保障措置の実施を確保
- ・IAEA等の後援を得て、フロントエンド及びバックエンドの取扱いを含む核燃料サイクルの多国間管理に関する議論を継続
- ・先進的な原子力技術の開発に取り組む国にとっての国内の開発取組み及び国際協力（INPRO、GIF等）を通じた開発取組みの重要性に留意
- ・関係国に対し、核拡散抵抗性の高い次世代原子炉開発を奨励

#### 【地域問題】

- ・北朝鮮に対し六者会合「共同声明」で求められている義務の履行等を強く要請
- ・北朝鮮の06年と09年の核実験を最も強い表現で非難
- ・国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設定に関する国際会議の2012年開催を支持

#### 【脱退問題】

- ・多くの国は、NPTを脱退する国は、国際法上、脱退前に行ったNPT違反に責任を負うこと、脱退行為は脱退前にNPTを履行する際に形成された他国との法的な関係には関係を与えないことを強調
- ・多くの国は、原子力供給国は取極等の中に、NPT脱退の場合、原子力資機材の返還又は解体条項を含めることを考慮すべきとの見解を表明

#### [9] 第9回 NPT 運用検討会議（2015/4-5 月 ニューヨークの国連本部）<sup>〔14〕</sup>

- ・近年のイラン・北朝鮮の核開発に対する国際社会の対応、核兵器国の核軍縮への誠実な対応が大きな焦点である一方で、ロシアのクリミア・ウクライナへの侵攻に端を発する米欧との対立など様々な懸念を背景とした波乱含みの開催となった。
- ・閉幕ぎりぎりまで議長を中心とした調整が精力的に行われたが、中東非大量破壊兵器地帯構想について合意に至らず、最終文書の採択がされずに会議は終了した。

#### 会議における主要な対立点

- ・中東非大量破壊兵器地帯については、前回の2010年運用検討会議の最終文書で推奨された中東非核兵器及び非大量破壊兵器地帯の設置に係る議論の進捗が図られたが、意見の一致が見られなかった。
- ・同地帯の実現のためのスコープ及び検証・実施を議論するため、国連事務総長が早急（最終文書採択から180日以内）に関係国による会議を招集する旨を最終文書に採用することを、アラブ諸国を代表してエジプトが求め、結果的には、この要求が合意を阻み、最終文書の採択に至らなかった主因とされている。
- ・加えて核軍縮のアプローチがメインテーマとしてかなりの時間を議論に費やされていることから、核兵器国等の軍縮交渉が進展しないことに対し非核兵器国の不満・苛立ち等

がかなり高まってきていることが伺える。

## 核不拡散・平和利用における実効性のある措置についての議論

### 【保障措置】

#### ・ IAEAより報告

- 180ヶ国の1,250を超える施設において保障措置を実施（監視対象として施設が12%増、核物質が14%増）し、これによるIAEAの査察業務量の増加に効果的に対応するため保障措置の強化・効率化が図られた。
- 保障措置コンセプト及びアプローチの開発、情報分析の強化、先進技術の導入に加え、分析ラボの先進化を進めることにより、核物質・環境サンプルの分析能力を大幅に向上させた
- 今後、先進技術の効果的採用、国および地域との一層の協力の深化等のプロセスの最適化を通じて、IAEAの業務の改善を図っていく
- 米英仏中のボランタリーベースの既存の選択施設に加え、国際ウラン濃縮センター（ロシア/アンガルスク）の所有する貯蔵施設が新たにIAEA保障措置を適用する施設に指定された
- ・ IAEAが国レベルコンセプト（SLC）の進展を概括するとともに、SLCの導入は加盟国の権利制限につながる追加的義務を伴うものではない旨を強調したことに対し、メンバー国からSLCの実施により保障措置の効率・効果を強化するとして歓迎の意が表された。
- ・ 主要委員会II（核不拡散がテーマ）では、IAEA保障措置を補完するために追加議定書（AP）の適用は不可欠であり加盟国に二つを合わせて発効するよう要請する意見（日英仏、スウェーデン、UAEが表明）と、APはボランタリーであってIAEA保障措置義務に含むべきではないとする意見（エジプト、ブラジルを始め非同盟運動（NAM）諸国\*が表明）が出された。

\* 非同盟運動（Non-Aligned Movement: NAM）：冷戦期に何れの陣営にも属さない諸国によって1961年に設立された国際組織。公正かつ民主的な国際秩序の樹立を運動の目標に置き、軍事ブロックの拡大防止、民族自決権の尊重、国連等の場を通じた平等な国際協力と対話の促進を進めている。

### 【核セキュリティ】

- ・ 地球規模脅威削減イニシアティブGTRIに基づき、平和利用目的の研究炉等で使用するウラン燃料の低濃縮化および高濃縮ウラン（HEU）の返還が着実に進んでいることが、各国から報告された。
- ・ IAEAからは、核テロリズムの脅威の増大に鑑み、IAEAは引続き、脅威に対抗する世界的な活動を支援する中心的な役割を担うべきとの認識の下に、核物質の保有施設における物理的防護の改善を支援するとともに核セキュリティトレーニングを提供している旨が表明された。
- ・ 更に、原子力安全と核セキュリティの相補性の観点から核物質・放射性物質の厳格な管理が重要であり、福島第一原子力発電所事故から得られた重要な知見を踏まえて国の責任の下で実施していくべきことが強調された。
- ・ 核物質の大部分が軍用管理下に置かれており、IAEAの保障措置あるいは国際管理の対象ではない旨の指摘があった（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）、スイス、イランより）。
- ・ 核セキュリティ・サミット（NSS）等、IAEA外の構想はその参加国が限定されていることから最終文書に引用すべきでないとの意見（ブラジル、エジプト、

イラン等が主張）と、NSSはNPTの課題と密接に関係し、2010年の最終文書にも含まれていることから引用を支持する意見（日米英仏独加豪蘭韓等が主張）とが表明された。

- ・ロシアは、昨年3月の第3回NSSを最後に次回のNSSには不参加を表明し、米欧主導の同構想とは一線を画するとしているが、今回の会合では、核セキュリティはIAEAと協調して推進・強化していく旨を表明するにとどまりNSSに関する言及はなかった。

#### 【北朝鮮・イラン・シリアの核開発】

- ・IAEAより報告
  - 北朝鮮に対して、依然としてIAEA保障措置活動が実施できていないが、衛星情報・貿易情報等に基づいて同国の核活動を監視中である。原子炉等の運転状況等を把握するにはサイトへのアクセスが不可欠で、IAEAはいつでも保障措置を再開する準備ができています。
  - イランについて、2013年11月の協力枠組みに関するIAEAとの合同ステートメントに基づく保障措置活動は部分的な実施に留まり、軍事転用の懸念は拭えておらず、核開発問題の解決に向け更なるイラン側の協力が必要である。
  - 6ヶ国協議に基づく行動計画の延長期限は2015年6月末となっているが、この枠組みでの解決への賛意が各国の意見表明の大勢を占め、行動計画に基づく早期の解決への期待が表明された。
  - シリアについては、同国で以前、破壊された未申告の原子炉に関する検認のための情報提供等必要な措置をとることを再三要請しているにも拘らず、未だに十分な対応がなされていないことから、適確な対応を求めている。

#### 【燃料供給保証】

- ・IAEAより、ロシア提案の低濃縮ウラン（LEU）の備蓄、カザフスタンにおけるIAEA-LEUバンクの設立が着実に進展していることが報告された。
- ・カザフスタン政府より、IAEAのLEUバンクのホスト国となること、本年、ホスト国協定を締結する見込みであること、バンクの利用に際し核燃料サイクルを含む原子力技術の開発に関するいかなる権利も制限されないことが表明された。
- ・バンク構想の進展に対し、EU諸国は歓迎し、米国は追加的な多国間手段として継続していくことを要請した。

#### 【核軍縮】

- ・日豪が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)\*は、いまだに16,000を超える核弾頭が存在することを懸念し、核兵器国に対し透明性向上、軍事・安全保障面での核兵器の役割低減、多国間の核軍縮交渉を求め、全ての国にCTBTの署名・批准を要請し、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約 FMCT）に関する政府専門家グループ（GGE）の議論の進捗を歓迎した。

\*軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI; Non-Proliferation and Disarmament Initiative）:前回の2010年NPT運用検討会議の行動計画を受け、「核リスクの低い世界」の実現を目指し日豪が主導して2010年9月に立ち上げた地域横断的な非核兵器国グループ（現在、12ヶ国が参加）で、外相会合において現実的かつ実践的なアプローチを検討し核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしている。

- ・前回2010年の会合において核兵器が人道上的リスクである旨が表明されたが、今回の会合においては多くの非核兵器国が、核兵器の使用が破滅的な人道上的影響を及ぼすことを懸念し、核兵器の除去を求めた。
- ・透明性、検証可能性、不可逆性の原則を適用することの重要性を再確認し、

2010年行動計画に基づく標準報告フォームで引き続き国家安全保障を害さない範囲での核兵器国の報告関与を継続、並びに報告し、NPT第6条の完全な実施のための効果的な措置を特定・策定するためのコンセンサスに基づくオープンエンド作業部会を設置することを勧告した。

- ・ この方法として、直ちに核兵器を禁止すべきと主張するオーストリア等のグループと段階的な削減が現実的とするフランス等のグループとがあって、全体会合及び主要委員会I（核軍縮がテーマ）での議論の焦点となった。

## 1.6 脱退問題

- ・ NPT第10条には、各締約国はNPTから脱退する権利を有することを規定
- ・ NPT発効以来、この条文に基づいて脱退を通知した締約国は、1993年及び2003年の2度に渡って脱退宣言を行った北朝鮮のみ
- ・ 北朝鮮の脱退宣言とその後の経緯は以下のとおり【15, 16】  
(北朝鮮の核開発問題については12.3に記載)

## [1 回目の脱退通告]

- ・ 1992/1 北朝鮮はIAEAとの間で締結された包括的保障措置協定に従って冒頭申告を行い、IAEAはこれを検認するために特定査察を実施  
=> 申告されたものとは別の2施設が廃棄物貯蔵施設であり、未申告のプルトニウム抽出活動を秘匿する意図があるのではないかと、この疑惑が深まる。
- ・ 1993/2 IAEA理事会は北朝鮮に2施設に対する特別査察を要請
- ・ 北朝鮮は「軍事施設」として要請を拒否、同年3月、NPTからの脱退を通告  
=> 朝鮮半島の軍事・政治情勢、北朝鮮の経済状況等が絡み、対米交渉を有利に運ぶための外交カードとして核不拡散体制を利用する北朝鮮の意図との見方もある
- ・ 国連安保理における非公式の協議及び米国と北朝鮮間の会談を経て、1994/6 北朝鮮は脱退保留を宣言、NPT締約国にとどまる

## [2 回目の脱退通告]

- ・ 2002/10 米朝協議において、1994/10の米朝枠組み合意に反し、北朝鮮がウラン濃縮計画を推進しているとの疑いを認めたと認識、北朝鮮への重油供給停止等の経済制裁を発動
- ・ 2002/12 北朝鮮はIAEA査察官を国外退去
- ・ 2003/1 北朝鮮は「NPTからの脱退の自動的かつ即時発効」を通告  
=> 北朝鮮は「2003/1の脱退は1993/6の脱退停止(保留)の解除である」と主張、IAEAは「NPTには脱退停止規定はなく1993/6からの脱退停止は無効、従ってNPTの締約国である限り北朝鮮の保障措置協定は効力を生じる」と反論  
=> NPT運用検討会議第2回(2003)及び第3回(2004)準備委員会では、冒頭、議長が北朝鮮のネームプレートに「預かる」ことで、準備委員会ではこの問題を議論しないこととした

## [その後]

- ・ 北朝鮮は、凍結していた黒鉛炉の再稼働・使用済み燃料棒の再処理再開を行う一方、弾道ミサイルを発射し、国連安保理による自制を求める決議に反し、地下核実験を強行する等国際社会の平和と安全に対する脅威
- ・ 現在、北朝鮮がNPT体制にあるか否かは、判断の分かれる問題  
=> IAEAはNPT体制下にあるとしているが、2006/7/5の北朝鮮の2度目のミサイル発射に際して採択された国連安保理決議1695(2006/7/15)の第6項に「北朝鮮に対し、(NPT)条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請<sup>[17]</sup>」とあり、「北朝鮮側の一方的な通告ながら、現在はNPT外」という立場
- ・ 今後、北朝鮮に対して、NPT及び保障措置体制への復帰、核兵器開発の中止、核不拡散義務の忠実な履行を求めていくことが、IAEA並びに関係国の重要な責務

## 1.7 我が国の取組み

## 1.7.1 条約の署名

- ・ 我が国は、1970/2/3にNPTに署名調印するも、国内には根強い早期調印慎重論  
=> NPTの条文中に、核保有国の軍縮義務、非核保有国の安全保障が明記されておらず、核の平和利用の不平等性、条約期限の長期性、核保有国である中国並びにフランスが不参加、という諸点について納得のできる状況となるまでNPT署名を待つべきである、というもの
- ・ 政府は、すでに百ヶ国近い国が署名を終えている状況下(当時)で未だに署名しないことともなれば、我が国が核兵器を保有、あるいは製造する意図があるのではないかとの無用の誤解を招く恐れがあると懸念
- ・ 条約が発効するとの見通しのもとに、核軍縮、安全保障、原子力平和利用等の問題についての我が国政府の主張をより効果的に実現するために、条約発効以前に調印することが適当であると考え、調印に踏み切る
- ・ 調印に際して政府声明を発表、核軍縮の推進、非核兵器国の安全保障の確保、原子力平和利用における核兵器国と非核兵器国との平等の確保、に強い関心を有するわが国の意向を内外に表明<sup>[18]</sup>

資料 1-5 核兵器不拡散条約署名の際の日本国政府声明 (1970/2/3)<sup>[18]</sup>

日本国政府は、核兵器の拡散が核戦争の危険を増大させると信じており、核兵器の拡散を防止することは世界平和維持に関する日本国政府の政策と一致するものであるので、この条約の精神に賛成してきた。

日本国政府は、以下に述べる基本的考え方に基づきこの条約に署名する。

日本国政府は、この条約が核軍縮の第一歩になるものと確信し、またこの条約を効果あらしめるため、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを望むものである。特に、核兵器を保有していながら、未だこの条約に参加の意図を示していないフランス共和国政府及び中華人民共和国政府が速やかに条約に参加して、核軍縮のための交渉を誠実に行なうよう希望するが、それまでの間でも、この条約の目的に反するような行動をとらないよう希望する。

この条約は現在の核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認めるものである。このような差別はすべての核兵器国が核兵器を自国の軍備から撤廃することによって窮極的には解消されなければならないものであるが、それまでの間核兵器国は特別な地位にあると同時に特別の責任を負うものであるとの自覚がなければならない。

この条約は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理の取得のみを禁止の対象とするものである。従って、非核兵器国は、この条約によって、原子力平和利用の研究、開発、実施及びこれらのための国際協力をいかなる意味においても妨げられてはならないし、これらの活動のいかなる面においても差別的な取扱をされてはならない。

日本国政府は、以上の基本的考え方に基づき次の諸点に強い関心を有することを表明する。

これらの問題は、日本国政府が本条約を批准するに当たり、また将来条約締約国として条約運用の再検討に参加する際においても、強い関心を払うであろうことを強調する。

## I 軍備および安全保障

- 1) この条約の第6条で、締約国は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束」している。日本国政府は、特に核兵器国がこの約束に従い、具体的な核軍縮措置をとることが、この条約の目的実現のため必要であると考え、わが国も軍縮委員会のメンバーとして、軍縮の促進に協力する考えである。
- 2) 日本国政府は条約の前文に、「諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」との規定が設けられたことを重視し、核兵器国が非核兵器国に対し、核兵器を使用し又はその威嚇をしてはならないことを強調する。

- 3) 同様に、日本国政府は、核兵器の使用を伴う侵略の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となった条約締約国である非核兵器国に対しては、国連憲章に従い、援助提供のため直ちに安全保障理事会の行動を求める意図がある旨確認した米、英、ソの宣言を重視すると共に、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に検討を続けることを希望する。
- 4) 日本国政府は、条約批准までの間、軍縮交渉の推移、安全保障理事会による非核兵器国の安全保障のための決議の実施状況に注目すると共にその他日本国の国益確保の上から考慮すべき問題につき引き続き慎重に検討するであろう。
- 5) 日本国政府は、条約第 10 条に、「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。」と規定されていることに留意する。

## II 原子力平和利用

- 1) わが国がこの条約の第 3 条に基づき国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容は、他の締約国が個別的にまたは他の国と共同して国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容に比して、わが国にとり、実質的に不利な取扱いとなることがあってはならない。日本国政府としては、この点を十分考慮した上で条約の批准手続をとる考えである。
- 2) 日本国政府は、核兵器国である米国及び英国の政府が自国の安全保障に直接関係のないすべての原子力活動に国際原子力機関の保障措置適用を受諾するとの意思表示を行なったことを条約を補完する措置として高く評価し、この保証が忠実に実行されることに最大の関心を有する。また他の核兵器国が同様の措置をとることを強く希望する。
- 3) 保障措置は、核燃料サイクルの枢要な箇所において適用されるとの原則に従い、かつ、その手続は、費用対効果の原則を考慮し合理的であり、可能な限り各国の管理制度を活用し、できる限り簡素なものでなければならない。さらに保障措置の適用によって、産業機密の漏洩その他産業活動が阻害されることがないように十分な措置が講じられなければならない。日本国政府としては、国際原子力機関が技術の進歩に照して、上記の方向で保障措置の内容が改善されるよう不断の努力を行なうことを希望するものであり、日本国政府としてもこれに協力する用意があるが、この目的のため関係国の協力を望むものである。
- 4) 保障措置適用の対象となる非核兵器国の、保障措置適用の費用に関し、不当な負担を課されないものと了解する。
- 5) この条約の第 3 条に基づきわが国が国際原子力機関との間に締結する保障措置協定に従って保障措置が適用されるときは、現行のわが国と米国、英国又はカナダとの間の原子力平和利用における協力にかかる現行の保障措置は、これによって代置されるよう措置されるべきものとする。
- 6) 原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用のための国際協力に関するこの条約の第 4 条及び第 5 条の規定は具体的措置によって促進されなければならない。特に核兵器その他の核爆発装置の製造にも利用しうとの理由によって非核兵器国におけるいかなる原子力平和利用活動も禁止若しくは制限され、又は、非核兵器国に対する原子力平和利用に関する情報、物質、設備若しくは資材等の移転も拒否されてはならない。

## 1.7.2 署名から批准に至る経緯

- ・我が国のNPT批准は 1976/6/8、署名から批准までに6年もの比較的長期間を要した
- ・この間、国会においてNPT に対する我が国の取組み方について議論を深め国内合意に導くとともに、署名調印に際して発表した政府声明である核軍縮の推進、非核兵器国の安全保障の確保、原子力平和利用における核兵器国と非核兵器国との平等の確保について外交を通じて実現を図った
- ・早期調印慎重論を無視した署名であるとして、当時の佐藤栄作内閣は国会審議を通じて野党から追及を受けた
- ・これに対し、政府は、上述の署名に至った経緯を説明した上で、『署名はいたしました、その批准につきましては、十分国会の審議をお願いする』旨を答弁[1970/2/17, 第63国会 衆院本会議 佐藤栄作首相<sup>[19]</sup>]
- ・『核兵器保有国の軍縮義務というものが本文の中に登場してきたと、あるいは五年ごとのレビューということもこの中に取り入れられたというような点は、特に日本の主張が非常に取り入れられたくだけ』であると強調[1970/3/17, 参院外務委 愛知揆一外相<sup>[20]</sup>]
- ・核に対する政府の従来からとって来た体制、方針を堅持して行くべきであり、核武装の開発は考えるべきではないとした
- ・同時に、自主的な平和国家としてなし得る自衛力を補完する核の抑止力の存在は認め、日米安保条約を以って補完するのが最善の選択であると述べている<sup>[21]</sup>
- ・条約の批准に際しては、核兵器保有国の義務、非核兵器保有国の安全保障等の国際的な観点と、査察協定の内容が我が国に不利なものとならないような国益の観点、の両面を十分考慮した上で実施する旨を、再三に渡って答弁
- ・1972年よりIAEAとの間でNPTに基づく保障措置の受入れに関する予備交渉が数次に渡って実施
- ・1975/2 IAEAによる査察を合理化、簡素化し、国内の計量管理制度を最大限に活用することが合意。NPT条約下における保障措置を受け入れた場合も原子力平和利用面における欧州原子力共同体を始め他の締約国との平等性確保の見通しが得られた
- ・また、米ソ間の核軍縮への努力や国連安全保障理事会における「非核兵器保有国の安全保障に関する決議」の採択等、事態の進展がみられた
- ・これらを踏まえて政府は本条約を国会に提出し、翌年、批准
- ・同時に政府声明を発表、核軍縮に特別の責任を有する核兵器国が具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請、全人類の福祉のために原子力の平和利用に関する国際協力が、この条約の規定に従い強力に推進されるべきであると確信する旨を強調<sup>[22]</sup>



資料 1-6 条約批准書寄託の際の日本国政府声明 (1976/6/8)<sup>[22]</sup>

本日、日本国政府は、核兵器の不拡散に関する条約の批准書を英国、ソ連及び米国の政府に寄託し、日本国は、この条約の締約国となる。

日本国は、従来より、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策を堅持し、平和憲法の下に平和国家としての外交に徹してきた。日本国政府は、この条約の批准書の寄託に当たり、この基本政策をあらためて世界に向けて表明するものである。日本国政府は、日本国のこの条約への参加が国際関係の安定、特に、アジアの平和と安定に寄与するものと確信する。

日本国は、この条約の締約国として、核兵器の拡散を防止し原子力の平和利用に関する国際協力に貢献するため、今後一層努力を払っていくことを決意するものである。

この条約は、「核兵器国」に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えている。日本国政府は、このような差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならないと信ずる。このため、日本国政府は、核軍縮の促進に特段の努力を払っていく決意である。

日本国政府は、このような基本的考え方に基づき、特に次の諸点を強調するものである。

- 1) 日本国政府は、この条約を真に実効あるものとするため、核爆発能力を有すると否とを問わず、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望するものである。特に、核兵器を保有しながらこの条約に参加していないフランス共和国及び中華人民共和国がこの条約に参加することを強く希望する。
- 2) 日本国政府は、核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請する。また、この条約の締約国でない核兵器国も核軍縮措置をとることを強く要請する。
- 3) 日本国政府は、非核兵器国の安全保障に関する1968.6.の英国、ソ連及び米国の宣言並びに安全保障理事会の決議255(1968)に注目するとともに、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に努力を重ねることを希望する。また、日本国政府は、核兵器国、非核兵器国を問わず、すべての国に対し、国際連合憲章に従い、その国際関係において、核兵器、非核兵器のいずれを伴うものであれ、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを強く要請する。
- 4) 日本国政府は、全人類の福祉のために、原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用<sup>\*</sup>に関する国際協力がこの条約の規定に従い、強力に推進されるべきであると確信する。日本国政府は、この条約によって、締約国である非核兵器国の原子力平和利用活動がいかなる意味においても妨げられてはならず、また、日本国がかかる活動のいかなる面においても他の締約国と差別されてはならないと考える。
- 5) 日本国政府は、核兵器国である英国及び米国がその原子力平和利用活動に国際原子力機関の保障措置の適用を受諾すると表明したことを高く評価し、他の核兵器国も同様の措置をとることを強く要請する。
- 6) 日本国政府は、この条約の適正なる運用を確保するため、この条約に規定されている再検討会議が引き続き定期的に行われることを希望する。

<sup>\*</sup>現在では、日本国政府は、平和的応用を含む全ての核爆発を禁止するとの立場をとっている。これは、包括的核実験禁止条約(CTBT)(第1条 基本的義務で「締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束」と規定)に加盟(1997/7/8)するとともに、条約の交渉中、一貫して、あらゆる例外を認めず、すべての核爆発が禁止されるべきであるということを主張してきたことから明らかである。

## 1.7.3 非核三原則

## [1] 国会決議

- ・「持たず、作らず、持ち込まさず」という日本の国是である非核三原則は、原爆の惨禍を経験した唯一の国であると同時に戦争放棄を謳った希有の平和憲法を掲げる我が国が、核兵器廃絶を願って世界に発信する簡潔にして強烈なメッセージ
- ・1967年の小笠原諸島返還の際、本土並みの核抜きを担保する方策として、国会答弁で始めて示された<sup>【23】</sup>

資料 1-7 「非核三原則」に対する佐藤栄作内閣総理大臣の答弁<sup>【23】</sup>

この際私どもが忘れてはならないことは、わが国の平和憲法であります。また核に対する基本的な原則であります。核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます。

- ・NPT への署名・批准を巡る当時の国内の活発な議論を通じて国会において決議
- ・1972年、沖縄が米国から日本に返還される時期に当たり、返還時に沖縄に核が存在しないこと、返還後も沖縄に核を持ち込まないこと、といういわゆる核抜き本土並みを担保するための措置としても時宜を得たもの
- ・その後、米ソ冷戦期に軍縮、核兵器廃絶を求める国際・国内世論の高まりを受けて、数次に渡り非核三原則に基づいた国会決議を実施。それらの決議文は以下のとおり<sup>【24,25,26,27,28,29,30】</sup>。

## 資料 1-8 非核三原則に基づいた国会決議

(1) 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議(1971/11/24)<sup>【24】</sup>

- 一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
  - 一、政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。
- 右決議する。

(2) 核兵器不拡散条約採決後に衆議院外務委員会において採択された決議(1976/4/27)<sup>【25】</sup>

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

- 一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。
- 二、非核兵器国の安全保障の確保のため、すべての核兵器国は非核兵器国に対し、国連憲章に従って、核兵器等による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう我が国は、あらゆる国際的な場において強く訴えること。
- 三、(イ) 唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持する我が国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を訴えるため、今後とも一層の外交的努力を続けること。  
(ロ) 我が国は、すべての核兵器国に対し、核兵器の全廃を目指し、核軍備の削減、縮小のため誠実に努力するよう訴えること。
- 四、我が国の原子力の平和利用の前提条件として安全性の確保に万全に期し、政府は、自主、民主、公開の原則にたち、原子力の平和利用の研究、開発及び査察の国内体制の速やかな整備をすると

もに、核燃料供給の安定的確保に努めること。

五、世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していることにかんがみ、我が国はこの為に国際的な努力をすること。

(3) 核兵器不拡散条約採決後に参議院外務委員会において採択された決議(1976/5/21) <sup>[26]</sup>

核拡散の危機的状況にかんがみ、核兵器不拡散条約の批准に当たり、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

- 一、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に遵守すること。
- 二、すべての核兵器国に対し、核兵器の全廃を目指し、核軍備の削減・縮小のため誠実に努力するよう訴えること。
- 三、唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持するわが国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を実現するため、一層努力すること。
- 四、非核兵器国の安全保障の確保のため、すべての核兵器国は非核兵器国に対し、国際連合憲章に従って、核兵器等による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう、国際連合、ジュネーヴ軍縮委員会その他のあらゆる国際的な場において強く訴えること。
- 五、世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していることにかんがみ、このために国際的な努力をすること。
- 六、原子力の平和利用については、自主、民主、公開の原則を堅持し、安全性の確保に万全を期し、研究、開発及び査察の国内体制を速やかに整備し、核燃料供給の安定確保に努めること。

右決議する。

(4) 第1回国連軍縮特別総会に関する第84国会・衆議院本会議決議(1978/5/23) <sup>[27]</sup>

広島、長崎に原爆が投下され、早くも33年を経過し、この間、あらゆる機会を通じ核兵器の廃絶を強く希望する日本国民の悲願にもかかわらず、現実には核兵器を中心とするはてしない軍拡競争が展開されている。このような国際情勢の中で、本年5月国際連合軍縮特別総会が開催されることは意義深いものであり、この際、本院は、政府が左の事項につき誠実に努力するよう要請する。

- 一、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するために全面完全軍縮をめざしつつ、総会において核兵器の窮極的廃絶、生物、化学兵器の禁止について、それが早急に実現するよう強く訴えること。
- 一、唯一の被爆国であり、非核三原則を国是として堅持する我が国は、特に核兵器不拡散条約を真に実効あらしめるために、すべての核兵器国に対し、地下核実験を含めた包括的核実験禁止条約の早期締結及び核兵器の削減並びに核兵器が二度と使われないよう要請するとともに同条約未加盟国の加盟について強く訴えること。
- 一、非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的な努力をするとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証をとりつけること。
- 一、際限のない軍備の増強は、現在の国際社会が看過し得ない問題であるため、通常兵器の国際的移転の規制、軍事費の削減を各国に強く訴えること。

右決議する。

(5) 核軍縮に関する衆議院外務委員会決議(1981/6/5) <sup>[28]</sup>

昨今、世界において核兵器の増強及び拡散の動向が強まっていることにかんがみ、政府は、左記の事項について努力すべきである。

## 記

- 一、唯一の被爆国として、持たず、作らず、持込ませずの非核三原則を国是としているわが国は、核不拡散条約をより有効的に意義あるものとし、核兵器拡散のおそれを除去するための最善の努力をすべきである。
  - 一、国連をはじめ、その他の国際会議等において、わが国の軍縮に対する態度をより一層明確にし、核兵器廃絶のために貢献すべきである。
- 右決議する。

(6) 第2回国連軍縮特別総会に関する衆議院本会議決議(1982/5/27 <sup>[29]</sup>)及び参議院本会議決議(1982/5/28 <sup>[30]</sup>)

核軍縮を中心とする世界の軍縮の促進は、恒久の平和を願い非核三原則を国是として堅持する我が国国民の一致した願望であり、真の平和と安全を希求する諸国民の共通した念願でもある。

かかる諸国民の共通の悲願にもかかわらず、現下の国際情勢は極めて厳しく、核兵器、通常兵器の区別なくはてしない軍備拡張が行われ、特に、限定・全面核戦争を問わず、核兵器は人類の生存に最も深刻な脅威を与えており、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないよう、核兵器の廃絶を求める声が近時世界各地に急速に広がっている。

このような国際情勢の中で、本年6月第2回国際連合軍縮特別総会が開催され世界的規模で軍縮問題が討議されることは、誠に意義深いものがある。

この際、本院は、この総会において軍縮を一層促進させるため、政府が左の事項につき誠実に努力するよう要請する。

- 一、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するため、被爆国日本国民の悲願である核兵器の廃絶を求め、すべての核兵器保有国に対し全面完全軍縮の一環として、核兵器の製造、実験、貯蔵、使用の禁止をめざし、特に、核兵器が二度と使われることのないよう実効ある国際的措置をとることを強く訴えること。
- 二、核兵器拡散防止の緊要性にかんがみ、中国、フランスをはじめとする核兵器不拡散条約未加盟国に対し、同条約への加盟を強く訴えること。
- 三、米ソをはじめとするすべての核兵器国に対し、核軍縮を軍縮分野の最優先課題とし、地下核実験を含む核実験全面禁止条約の早期実現を強く訴えるとともに、部分核実験禁止条約未加盟国に対し、同条約への加盟を訴えること。
- 四、非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力をするとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証をとりつけること。
- 五、国際人道法に反する化学兵器等の使用、開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための国際条約が早期に実現するよう強く訴えること。
- 六、際限のない軍備の増強は、現在の国際社会が看過し得ない問題であるため、通常兵器の国際移転の規制、軍事費の削減の必要性を各国に強く訴えるとともに、その結果生じた余力を開発援助を含め広く世界の経済的社会的発展に活用するよう強く訴えること。

右決議する。

## [2] 裏付け

- ・非核三原則を実質的に担保する根拠は、「持たず、作らず」については、原子力基本法第2条において、核兵器の保有、製造が禁止されていることにあると解釈

- ・一方、「持ち込まず」は、日米安全保障条約(安保条約)の運用上、米国の核兵器搭載艦船等による基地内への持ち込み・貯蔵が現実的な可能性として考えられるが、これに対しては、日米安保条約によって担保される、というのが日本政府の見解

=> 1960 年、安保条約の改定の際に手交された「条約第 6 条の実施に関する交換公文」(岸・ハーター交換公文<sup>[31]</sup>)中に「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更等は、日本国政府との事前の協議の主題とする」と規定され、日本政府は「核兵器の持ち込みは事前協議の対象で、事前協議が行われた場合にはこれを常に拒否する」と表明

#### 資料 1-9 非核三原則の裏付け

##### 1) 交換公文(条約第六条の実施に関する交換公文)<sup>[31]</sup>

(日本側往簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1961 年 1 月 19 日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター閣下

(合衆国側返簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡省略)

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1961 年 1 月 19 日

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下

##### 2) 日本政府の見解

・日本は核を製造もしないし、持たないし、持ち込みも許さない、これは日本のはっきりした態度であります。そこで、かような状態はアメリカ側にもよく伝えられております。安全保障条約では、いわゆる事前協議を必要とする事項がきめられております。その一つは、重要な装備の変更、いわば核兵器、核武装する、こういうようなことは装備の重要な変更でありますから、この持ち込み等について、事実があればこれは事前協議の対象になるわけであります。私どもは、日本としてこの点は、持ち込みはいけないということをはっきり申しております。また、アメリカ自身も、日本の政府の意思に反した行動はとらないと

いう約束をしておるのであります<sup>〔32〕</sup>

- ・核の持ち込みに関しましては、本土、沖縄を問わずこれを拒否することは、政府が従来より明らかにしている政策でありまして、この機会に、さらにあらためてこれを確認するものであります<sup>〔33〕</sup>
- ・安保条約上いかなる核兵器のわが国への持ち込みも事前協議の対象であり、事前協議が行われた場合には政府としては常にこれを拒否すると言ってまいった方針を堅持してまいります<sup>〔34〕</sup>

### [3] 法制化

- ・非核三原則は国会決議であるが、法制化はされていない
- ・法制化については数次に渡り国会審議にかけられたが、その度に政府は、非核三原則は政府の一貫した政策であると同時に、政府が変わっても国会決議は尊重されるべきであり、また、内外に周知徹底されていることから、改めて法制化する必要はない、として以下のように答弁

#### 資料 1-10 非核三原則の法制化に関する議論

- 1) 国会の御決議でございますから、政府が変わりましても国会の決議というものは尊重せられるべきものであると私は存じますし、また歴代の総理大臣、現在の総理大臣も非核三原則についてはしばしば態度を明確に表明しておられますので、特に私は立法を必要とするというふうには考えておりません<sup>〔35〕</sup>。
- 2) 非核三原則を堅持いたしますことは政府の一貫した政策でございます、この政策はすでに内外に周知徹底されておると思います。また、この問題につきましては、国会におけるもろもろの決議によりまして、国会の意思も明確に表明されておると思います。したがって、これを改めて法制化する必要はないものと考えております<sup>〔36〕</sup>。
- 3) 非核三原則につきましては、これまで国会におけるもろもろの決議により国会の意思も明確にされておりまして、これを改めて法制化する等の措置をとる必要はないと考えております。また、かかる原則は国連等の国際場裏におきましても表明いたしておるところであり、それなりに各国の理解は得られておるものと考えております<sup>〔37〕</sup>。

## 1.7.4 運用段階における役割

## [1] 第1回 NPT 運用検討会議(1975 年)〔38〕

- ・条約未批准であった我が国は、議決には加わることができない署名国の資格で参加
- ・一般討論にて我が国は以下の要旨の発言を通じて提案
- ・多くの国が我が国の主張に耳を傾け、核兵器拡散防止と原子力平和利用の推進の具体化についての我が国の主張が最終宣言に採択

## 資料 1-11 日本国代表の一般討論発言(要旨)〔38〕

- ・日本国政府は、核武装を排し、平和国家に徹する日本の基本政策と一致するとの見地から、この条約の精神に賛成し、署名した。本件会議における条約の運用に関する討議及び結論は日本国国会の条約批准承認に密接なかわりをもっており、会議の帰趨を日本国民は大きな関心をもって注目している。
- ・核兵器国と非核兵器国との間の「相互の責任と義務の均衡」を主眼に、核兵器不拡散、非核兵器国の安全保障、核軍縮、原子力平和利用、の各側面から条約を考察し、以下のように提言する。
  - 核兵器不拡散: 前年(1974 年)、インドが核実験を行ったことを踏まえて、条約参加・未参加を問わず、各国が条約第 1 条、第 2 条を厳正に遵守するとともに、いかなる核爆発も行わないよう強く訴える。
  - 非核兵器国の安全保障: 非核兵器国の安全保障に特別の責任を有する核兵器国がその責任にふさわしい積極的な貢献をなすことが極めて重要であることをあらためて強調、非締約核兵器国も、他の核兵器国と共に、非核兵器国の安全保障確保の努力に積極的に参加するよう訴える。
  - 核軍縮: 条約第 6 条に基づく核軍縮の誠実な履行を核兵器国に要請
  - 原子力平和利用: 条約第 4 条及び第 5 条の規定の重要性とともに、原子力平和利用の国際協力においては開発途上国も等しく原子力を必要としている点に特に留意すべきである。

## [2] 第2回 NPT 運用検討会議 (1980 年)〔7,39〕

- ・1976年に条約の批准を行い加盟国として初めて正式に会議に参加した我が国は、26ヶ国からなる副議長国に選出
- ・我が国は以下の要旨にて一般演説を行い、核保有国に対して核軍縮を強く呼びかけるとともに、NPTを基礎とした核不拡散体制強化の重要性を強調
- ・また、我が国は核不拡散体制強化のためには、NPTの普遍的加入の達成が重要であるとの観点から、未加入国の条約加入促進を呼びかけ

## 資料 1-12 日本国代表の一般演説(要旨)〔39〕

- ・米ソ関係を中心とする世界情勢の変化、地域的緊張の継続と相俟って、10 年間における技術の発展により、核拡散の危険が高まっている情勢で、核拡散防止が国際社会の直面する最重要課題の 1 つである。
- ・NPT の検証規定を踏まえた IAEA による査察制度は、検証を「国際化」した数少ない例の 1 つとし大きな意義を有し、将来における検証制度のあり方を方向づけていると考えられる。
- ・NPT 体制とは、核拡散防止、核軍縮、原子力平和利用、という 3 つの要素に支えられており、これらを促進するために核兵器国、非核兵器国がそれぞれの義務を負っている体制である。従って、NPT 体制を強化するためには、この 3 つの要素をバランスのとれた形で促進することが必要であることを踏まえ、以下を提言する。
  - 保障措置協定締結の促進
  - NPT 加盟核兵器国が、自国の原子力平和利用活動に IAEA の保障措置を受諾するいわゆるボラン

タリー・サブミッション早期締結を要請する。

- 国際世論に対して核軍縮の重要性を改めて印象づけた第 1 回国連軍縮特別総会の開催を踏まえ、核軍縮に特別の責任を有する核兵器国に対して、CTBT、SALT、FMCT に代表される軍縮措を漸次実現すべく最大限の努力を行うとともに非核兵器国の安全保障を重視するよう改めて要請する。
  - INFCE は原子力平和利用と核拡散防止の両立という問題に対する対処をより現実的なものとするために資するであろうことから、今後とも各国は INFCE の結論を最大限に利用しつつ、原子力平和利用と核拡散防止の両立という共通の目標に向かって協力を続けるべきである。
  - わが国としては核拡散防止のための国際的努力に協力しつつ、自国の原子力平和利用の促進をはかるとの基本方針から、INFCE フォローアップ作業に取り組んでいく所存である。
  - 原子力のエネルギーとしての利用に関しても、NPT 加盟国を対象として、核拡散の懸念のない分野での IAEA の枠内の技術援助を拡大すべきものである。
- ・核拡散防止体制の強化は、国際社会の解決すべき重大事ではあるが、それは、あくまで核軍縮実現のための一手段であり、我々の究極的目標は、常に、核拡散の根源である核兵器の究極的廃絶であるべきである(わが国の強い信念を表明)。

### [3] 第 3 回 NPT 運用検討会議 (1985 年) <sup>[8]</sup>

- ・我が国の代表は、原子力平和利用関係を扱う第3委員会の議長に選出
  - ・NPTの有効性を再確認し、引き続きNPTに基づく核不拡散体制を維持・強化していく趣旨の「最終宣言」の採択に向けた会議のとりまとめに貢献
- => NPTの一層の普遍化、条約に加盟していない非核兵器国における全原子力施設へのIAEA保障措置の適用呼びかけ、核兵器国における保障措置対象施設拡大の方向での検討要請、非核兵器国への原子力供給政策の基礎として受領国によるフル・スコープ保障措置の受諾を志向することの必要性の指摘、開発途上国への技術協力・援助の強化が盛込まれた

### [4] 第 4 回 NPT 運用検討会議 (1990 年) <sup>[9]</sup>

我が国は、主に以下の点を主張

- ・中国、フランス及び有意の原子力施設を有する国を中心に、NPT非締約国のNPT締結の促進
- ・NPT締結非核兵器国の保障措置協定締結の促進
- ・原子力関連資機材の輸出にあたっては、輸出先国のNPT締結及びフルスコープ保障措置受諾を条件とすること
- ・核兵器国への効率的な保障措置の拡大、原子力の平和利用について、IAEAを通じた対開発途上国協力の重要性及びアジア太平洋地域の開発途上国を対象とした地域的な原子力協力

=> これらの主張は多くの会議参加国の理解を得て、各委員会の報告書にも採用

### [5] 第 5 回運用検討・延長会議 (1995 年) <sup>[40]</sup>

- ・我が国は、本会議において、NPT無期限延長を支持すると同時に、無期限延長が核兵器国による核兵器保有の恒久化を意味するものであってはならず、核兵器のない世界を目指して、核兵器国が条約第6条の核軍縮義務を誠実に履行することを強く訴えた

=> 世界の平和と安全にとって、NPT体制を安定的なものとし核兵器保有国の増加を防止することが不可欠であるとの立場を堅持

- ・運用検討・延長会議と平行して、我が国はインド、パキスタン、イスラエル、ブラジル等の未締



結国に対しNPT早期加入を粘り強く働きかけた

[6] 第6回運用検討会議(2000年)<sup>〔11〕</sup>

・我が国は、核軍縮・不拡散のための将来に向けた現実的措置に関する8項目の提案<sup>〔41〕</sup>を行って各国の合意形成のための基盤を提供する等、会議成功のために積極的に貢献

=> CTBTの早期発効、FMCT交渉の即時開始とその5年以内の終了等を始めとする、今後国際社会が取り組むべき核軍縮、不拡散及び原子力平和利用のための「現実的措置」を含む最終文書を全会一致で採択することに成功

資料 1-13 我が国の8項目提案<sup>〔41〕</sup>

- (1) CTBT 早期発効及び発効までの核実験モラトリアム
- (2) FMCT 交渉の即時開始。望ましくは 2003 年まで、遅くとも 2005 年までの交渉終了。FMCT 発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム
- (3) START-II の早期発効及びその完全な実施。START-III 交渉の早期開始及び終了。START を超えたプロセスの継続
- (4) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始
- (5) 核軍縮・不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論
- (6) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了
- (7) IAEA 追加議定書の普遍化。保障措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設
- (8) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと

[7] 第7回運用検討会議 (2005年)<sup>〔12〕</sup>

我が国は運用検討会議の最終成果物として発出される文書に含まれるべきものとして「21世紀のための21の措置」と題して提案<sup>〔42〕</sup>、残念ながら合意文書には至らず

資料 1-14 我が国の提案(要旨)<sup>〔42〕</sup>

I 核軍縮

- (1) すべての核兵器国による更なる核兵器削減
- (2) 核兵器関連物質削減に関する国際協力
- (3) 核兵器システム運用態勢の低減
- (4) 安全保障政策における核兵器の役割低減
- (5) 核分裂性物質の安全確保
- (6) 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び核実験モラトリアムの継続
- (7) CTBT 検証体制の確立の推進
- (8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)即時交渉開始

II 核不拡散

- (9)~(11) 地域問題の平和的解決(北朝鮮、イラン、リビア)

## (12) IAEA 保障措置の強化・効率化

## III 輸出管理の強化

## (13) 実効的な国内輸出管理制度の整備・実施

## (14) 機微な物質、施設、機材及び技術の移転の厳格な管理

## (15) 新たな原子力供給の取り決めに際して IAEA 追加議定書の供給条件化

## (16) 非核兵器地帯構想

## (17) 核テロ対策

## IV 原子力の平和的利用

## (18) 原子力の平和的利用の推進

## V 全体にかかる事項

## (19) NPT の規範性の強化 -1:NPT の普遍化

## (20) NPT の規範性の強化 -2:NPT からの脱退に対処するための効果的メカニズム

## (21) 軍縮・不拡散教育

## [8] 第8回 NPT 運用検討会議 (2010 年)

- ・一般討論演説において、全ての締約国が立場の違いを乗り越え協働して対応できる基盤構築の重要性を指摘し、核兵器の完全廃絶に向けた明確な約束の再確認、強化された消極的安全保証を含む核兵器の役割低減のコミットをはじめとする、日豪共同提案に盛り込まれた具体的な核軍縮措置、IAEA追加議定書普遍化の推進、北朝鮮やイランの核問題の解決、原子力の平和的利用のための国際協力に対する支持を訴えた
- ・日豪共同提案(核軍縮・不拡散)、IAEA保障措置の強化、技術協力、軍縮・不拡散教育に関する4本の作業文書を提出し、最終文書の合意に向けて貢献した
- ・主要委員会III(原子力の平和利用)の議長を務め、各国と意見調整を行いつつ原子力の平和的利用に関する議長の報告書案を作成し、最終文書の作成に貢献した

資料 1-15 日豪共同提案(要旨)<sup>[42]</sup>

## I 核軍縮

- (1) 核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束の再確認
- (2) 全ての核兵器保有国が核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請
- (3) 全ての核兵器保有国による、核兵器数の削減又は核兵器数を増加させないとのコミットの要請
- (4) 全ての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割低減のコミット、NPT を遵守している非核兵器国に対する消極的安全保証の措置を要請
- (5) 全ての核兵器保有国に対し、核兵器の偶発的発射の危険を低減する措置、核兵器システムの運用状態を一層低減させる措置を要請
- (6) 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調
- (7) 全ての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請
- (8) CTBT 未署名・未批准国に対する早期署名・批准の要請、CTBT 発効までの間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調
- (9) FMCT の交渉の即時開始・早期妥結の要請、核兵器保有国に対し軍事目的に不要な核分裂性物質の自発的公表と IAEA その他の国際的検証下に置くことの要請

## II 核不拡散・保障措置

- (10) IAEA 保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む、不拡散上の義務の厳格な遵守の必要性を再確認
- (11) 包括的保障措置協定及び IAEA 追加議定書の未締結国に対する早期の締結、全ての国に対し保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請
- (12) NPT からの脱退通告に対する適切な国際的対応の重要性を強調。特に、IAEA 保障措置義務違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連安全保障理事会が速やかに開催されるべき
- (13) NPT からの脱退国は、NPT 締約国であった間に獲得した核物質・設備・核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調

## III 原子力の平和的利用

- (14) 全ての NPT 締約国は、平和的目的のための原子力の研究・生産・利用を行う権利を有していることを再確認、原子力の平和的利用において特に途上国を援助する IAEA の取組を支援

## IV 原子力安全

- (15) 原子炉を稼働し、建設し又は計画している国に対し、原子力安全に関する 4 条約\*の締結を要請

## V 核物質防護・核セキュリティ

- (16) 全ての国に対し、「核物質の防護に関する条約(改正条約を含む)」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置を要請

\*「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」

[9] 第 9 回 NPT 運用検討会議 (2015 年)<sup>[14]</sup>

- ・本会議に先立ち、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) において核兵器国と非核兵器国の双方に具体的行動を求める合意文書案をととりまとめ、国連事務局に提出した。
- ・透明性・運用検討プロセス強化、軍縮・不拡散教育、原子力の平和的利用、包括的核実験禁止条約 (CTBT) 等の分野において、それぞれの同志国と連携して作業文書の提出や共同ステートメントの発出等を行った。
- ・本会議において岸田外務大臣は一般討論演説を行い、(I)核戦力の透明性の確保、(II)あらゆる種類の核兵器の削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化、(III)核兵器の非人道的影響の議論の下での「核兵器のない世界」に向けた国際社会の結束、(IV)世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問、(V)地域の核拡散問題の解決、を我が国が重視する5項目として訴えるとともに、核兵器国と非核兵器国の双方が協力することを求めた。
- ・会議開催中、主要委員会及び補助機関の議長に対し随時具体的な文言を提案したほか、核兵器国やNAM等の関係国との調整を行うなど、最終文書の合意にむけて積極的に議事運営をサポートした。

## 出典及び参考文献

- 【1】 CTBT 準備機構ホームページ (<http://ctbto.org/nuclear-testing/history-of-nuclear-testing/world-overview/>): Nuclear Testing> World overview
- 【2】 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1966/s41-2-1.htm>)
- 【3】 INFCIRC/140  
(<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1970/infcirc140.pdf>) 原子力白書 S51 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1976/index.htm>)
- 【4】 国連 HP: Status of the Treaty (<http://disarmament.un.org/treaties/t/npt>)
- 【5】 United Nations Office for Disarmament Affair, 1995 Review Conf. ([https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/WMD/Nuclear/1995-NPT/pdf/NPT\\_CONF199503.pdf](https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/WMD/Nuclear/1995-NPT/pdf/NPT_CONF199503.pdf))
- 【6】 United Nations Office for Disarmament Affair, 1975 NPT Review Conference (<https://unoda-web.s3-accelerate.amazonaws.com/wp-content/uploads/assets/WMD/Nuclear/pdf/finaldocs/1975%20-%20Geneva%20-%20NPT%20Review%20Conference%20-%20Final%20Document%20Part%20I.pdf>)
- 【7】 原子力白書 昭和 55 年版, 第 4 章 国際関係活動, (4) NPT 再検討会議 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1980/sb2040304.htm>)
- 【8】 同上 昭和 60 年版, 第 9 章 核不拡散, (3) NPT 再検討会議 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1985/sb3090203.htm>)
- 【9】 同上 平成 2 年版, 第 9 章 核不拡散, (2) NPT 再検討会議 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1990/sb2090202.htm>)
- 【10】 同上 平成 7 年版, 第 1 章 原子力開発利用の推進をめぐる諸課題, (1) NPT 再検討・延長会議 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1995/sb1010101.htm>)
- 【11】 外務省 HP: 軍縮・不拡散> 2000 年 NPT 運用検討会議最終文書の概要 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/saisyu.html>)
- 【12】 外務省 HP: 軍縮・不拡散> 2005 年 NPT 運用検討会議の概要と評価 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi05\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi05_gh.html))
- 【13】 外務省 HP: 軍縮・不拡散> 2010 年 NPT 運用検討会議概要と評価 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi10\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/kaigi10_gh.html))
- 【14】 外務省 HP: 軍縮・不拡散> 2015 年 NPT 運用検討会議概要と評価 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac\\_d/page4\\_001201.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page4_001201.html))
- 【15】 外務省 HP: 日本の軍縮・不拡散外交> 第 2 部 地域の不拡散問題と日本の取組> 第 1 章 北朝鮮
- 【16】 戸崎,「北朝鮮核問題と核不拡散体制」(北朝鮮核問題の展望、日本国際問題研究所)
- 【17】 外務省 HP: 報道・広報> 談話・コメント> 北朝鮮のミサイル発射に関する国連安保理決議 1695 の採択について
- 【18】 『原子力白書 1969 年版』付録 IV 核兵器不拡散条約関係資料
- 【19】 『第 63 回国会衆議院会議録』第 4 号 18 頁(1970.2.17)佐藤栄作首相答弁
- 【20】 『第 63 回国会参議院外務委員会会議録』第 4 号 9 頁(1970.3.17) 愛知揆一外相答弁
- 【21】 『第 63 回国会衆議院外務委員会会議録』第 12 号 2 頁(1970.4.27) 愛知揆一外相答弁
- 【22】 『外交青書 1977 年版下巻』資料 3. 日本政府が関与した重要共同コミュニケ及びその他の外交文書, (2) 多数国間関係(イ)
- 【23】 『第 57 回国会衆議院予算委員会会議録』第 2 号 8 頁(1967.12.11) 佐藤栄作首相答弁

- 
- 【24】『第 67 回国会衆議院会議録』第 18 号 16 頁(1971.11.24)
  - 【25】『第 77 回国会衆議院外務委員会議録』第 5 号 4 頁(1976.4.27)
  - 【26】『第 77 回国会参議院外務委員会議録』第 8 号 30 頁(1976.5.21)
  - 【27】『第 84 回国会衆議院会議録』第 33 号 1 頁(1978.5.23)
  - 【28】『第 94 回国会衆議院外務委員会議録』第 20 号 4 頁(1981.6.5)
  - 【29】『第 96 回国会衆議院会議録』第 23 号 1 頁(1982.5.27)
  - 【30】『第 96 回国会参議院会議録』第 19 号 1 頁(1982.5.28)
  - 【31】外務省 HP: 各国・地域情勢> 北米> 日米安全保障体制
  - 【32】『第 58 回国会衆議院会議録』第 3 号 7 頁(1968.1.30)佐藤榮作首相答弁
  - 【33】『第 67 回国会衆議院会議録』第 18 号 20 頁(1971.11.24)佐藤榮作首相答弁
  - 【34】『第 98 回国会衆議院会議録』第 12 号 5 頁(1983.3.18)中曽根康弘首相答弁
  - 【35】『第 77 回国会衆議院外務委員会議録』第 3 号 16 頁(1976.3.5)宮澤喜一外相答弁
  - 【36】『第 91 回国会衆議院会議録』第 4 号 14 頁(1980.1.29)大平正芳首相答弁
  - 【37】『第 91 回国会参議院会議録』第 4 号 10 頁(1980.1.30)大平正芳首相答弁
  - 【38】『外交青書 1976 年版下巻』資料 2 節 わが国が行った重要演説 (2)
  - 【39】『原子力白書 1980 年版』第 III 部 資料編, 5.第 2 回核不拡散条約再検討会議における日本代表大川大使一般演説
  - 【40】『外交青書 1996 年版』第 1 章 総括, 6.核軍縮・不拡散をめぐる動き
  - 【41】『外交青書 2001 年版』第 2 章 分野ごとの日本外交, 2.世界の平和と安定, (3)軍備管理・軍縮・不拡散
  - 【42】2005 年 NPT 運用検討会議:日本の提案「21 世紀のための 21 の措置」(外務省 HP)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/j\\_teian.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/j_teian.html)